

警察監獄學會雜誌

版 權 第 貳 號 所 有

目 錄

● 論 說

- 清浦警保局長講演筆記(其二)
警察訓令ヲ汎論ス(承前)
文學士 久米金彌
- 濟貧警察論(承前)
樂學士 八木秀太郎
- 給興工錢ノ旨義ヲ論ス
警保局出仕小河滋二郎

● 雜 報

- 備人條例の事
- 又 警察官の帶銀
- 改正帶銀の價額
- 又 市區郡警設置の事
- 獄務顧問セーバツハ氏
- 泰西獄事問答錄
- 豫告 萬國監獄會議
- 小野田長野縣書記官の來東
- 巡査看守精勤證書に就て
- 難破船救助の發明器
- 廢娼の建議
- 前科索引

● 雜 錄

- 同大口籠の事
- 都會の集引力
- 醉人處分法の一新法
- 地震と動物との關係
- 瀋望扶斯の消滅せること十九世紀の恥辱

● 露 領 浦 潮 斯 德 港 の 巡 査 及 違 警 罪

○ 出版物の要素

● 譯 論

- 分房制の利害
- メルゴザン 內務省出仕武田英一
警保局出仕眞木喬

● 寄 書

- 帝國ノ冠辭
- 祝警察監獄學會雜誌發行之辭
番町一寒生
稻葉無所得童士記

● 問 答

- 第五間人口調査ノ手段及費途
番町居士
- 第二問解答
在愛知 窪田崎州

● 統 計

- 監獄統計一斑
「スタナスク」社今井武夫

● 法 令 註 解

- 警察巡閱規則(承前)
附 錄

- 消防課義
警視廳消防本署御禮書

十七項第十八項第十九項第二十項ノ事項モ勿論合著シ警ハ警察ノ報告ハ機械ノ油ノ如シ(以下漏出)

●本誌記載ノ項目並定價送金ノ手續等左ニ廣告ス
 ●論說●雜報●内外通信●雜錄●批評●翻譯●問
 答●寄書●統計●法令伺指令

但紙數限リアルヲ以テ每號各科目ヲ悉皆掲載
 シ難キコアルヘシ

●紙數大約六十頁以上●行數十六行若クハ廿一行
 ●詰字二段四十六字●毎月廿五日發兌

●一部金六錢●本會講義錄金三錢●本會講義錄無
 一科修業員

代價●遞送料一部金五厘讀者自辨

○廣告料一行廿三字詰十行以內金九錢
十一行以上金八錢

●本誌ノ代價ハ正貨又ハ郵便爲換券(爲換不便ノ
 地ニ限リ五

厘郵券一部)ノ但爲換ハ東京四谷郵便支局へ振
 込アルヘシ又本會會員ニシテ講義錄代價ト俱ニ送

金セラル、并ハ其内譯書ヲ添付セラレタシ●本會
 々員ニシテ本別一科修業員其他會員外何人ヲ問ハ

ス雜誌購讀ノ諸君ハ一冊若クハ數冊分ノ前金相添
 本會へ申込アルヘシ●本誌ハ當分店舗ニ於テ販賣

不致且會員並本誌購讀申込者ノ外餘分ニ印刷セサ
 ルヲ以テ臨時ノ要求ハ應シ得サルコアルヘシ●本

誌ハ前金領収ノ上ニ非サレハ一切發送セス

●警察監獄會雜誌第一號第二號共數百
 部ノ豫備有之見本入用ノ向ハ前金相
 添申込アレ直ニ送本スヘシ

●本誌へ掲載ノ爲メ寄稿セラル、所ノ
 玉稿ハ用紙ノ種類何タルヲ問ハス一
 行廿三字詰トシ且字体ヲ正シクシ發
 行十日前ニ本會へ到着スベキ様送付
 アランコヲ乞フ

●前項ノ寄稿ニシテ議論正確ナルカ或ハ
 本會ノ意見ニ投合スル者ハ特ニ有益
 ノ書籍ヲ贈進シ聊カ其勞ニ報答スベシ
 ●右ノ主旨ニ依リ本誌第二問解答者愛
 知縣窪田蜻州君ニ向ケ歐洲大勢論一
 卷ヲ贈進セリ

會 告

○本誌第一號仰御購讀候諸君中引續キ購讀ヲ乞フヤ否未タ貴報ニ接セサル向有之候得共別段停止ノ御沙汰無之中ハ續々御送本可致候間本會ノ事業目的御贊助被成下蒙御購讀度尙又一號ハ進呈ナルヤ否往々蒙御開合候得共全ク仰御購讀タル義ニ有之宜シク了承セラレノチ乞フ

○本會雜誌發送主任ノ者目下病臥中特ニ雜誌購讀者名簿整頓中ニ付精々注意相加ヘ候得共送本洩又ハ重複發送等ノ不都合ナキチ期セス乞フ不着ノ節ハ速ニ一報セラレノチ又重複ノ分ハ他ニ購讀者ヲ得サルモハ本會ヘ返付セラレノチ乞フ

○本會々費ハ其翌月分チ前月廿五日迄ニ前納セラレヘキコトハ載セテ會則ニ在リ然ルニ今日迄ノ實蹟ニ依レハ多クハ前月分ノ會費チ其翌月ニ至リ送金セラレ甚シキハ二ヶ月三ヶ月チ後レ送付セラル、向有之會計整理上困難チ生スルノミナラス今回雜誌チ發行シ無代價若クハ半價チ以テ配付スルコトニ至リテハ經濟上ノ變動モ甚ク然ルニ前陳ノ如ク會費ノ拂込緩漫ニ付セラレ候テハ一層ノ困難ニ有之就テハ諸官衙若クハ上官會計係ヨリ送金セラレ又ハ會費取纏主任チ定メ其月送本ノ分ハ確ト月末迄ニ送金セラレ、ノ慣例又ハ通牒チ得タル諸君ノ外ハ會則ノ通前金領收ノ上ニ非サレハ一切發送不致會員諸君希ハ此意チ了シ深ク注意アラソコト望ム但雜誌代金モ本文會費ニ準シ前金送付セラレタシ

○前陳ノ次第ニ付是迄延滞ノ會費ハ必ス本月チ期シ拂込相成度尙又年末ニ際シ會計上整理ノ都合有之本月廿五日チ期シ一般送金セラレソコト希望ス

○別科講義錄ニ掲載セシ看守及監獄傭人分掌例ハ來一月即チ第八集ニテ完結セシムルチ以テ同集ヨリハ監獄則執行細則チモ掲載スヘシ

○本誌附録トシテ掲載セシ消防講義ハ本科第六集ニ掲載シタル以前ノ講義ナリ今回警視廳消防本

署ニ於テ其一本ヲ下附セラレ尙本誌ニ掲載ノコナモ允許セラレタルヲ以之ヲ本誌ニ掲ルコトセリ讀者之ヲ諒セヨ

會員募集延期廣告

本會講義錄既刊ノ分欠本多ク入會申込アルモ不得止謝絶致居候處今回本科別科第一集ヨリ第五集迄各五千部誤字ヲ正シ致再版且入會員ノ便利ヲ圖リ製本表紙代ヲ省キ尙印刷實費ヲ以今回ニ限リ左ノ價額ヲ以送本スヘシ入會希望ノ諸君ハ印刷部數ニ限リアルヲ以此際速ニ本會へ申込アルヘシ尤本文代價ニ限リ御奉職ノ官衙若クハ上官會計係ノ御證明アルキハ之ヲ二ヶ月ニ分割シ送金セラレハモ妨ナシ但第六集以下ノ分ハ一ヶ月一科金八錢二科兼修金拾五錢遞送料一科五厘二科壹錢ノ割ヲ以會費ノ拂込ヲ要ス又六集以下ニ在ツテハ一科員ニハ金三錢二科兼修員ニハ無代價ヲ以本會雜誌ヲ送付ス但遞送費五厘ハ各自辨トス

●本科自第一集五冊三頁金三十錢 遞送費金二錢五厘

●別科自第一集五冊三頁金三十錢 遞送費金二錢五厘

●本科別科二冊金五十五錢 遞送費金五錢

○十冊以上纏メテ申込アルキハ遞送費ハ本會之ヲ辨スヘシ

●合本講義錄科目左ノ如シ ●本科○日本警察法○現行警察規則釋義○獨國警察法○壞國風俗警察一班○監獄原論○監獄學○佛國監獄法○改正監獄則註解○監獄論○警察ノ活動證○現行新聞紙條例註解 ●別科○現行刑法要論○製圖學○現行治罪法要論○政治學○英語學○法學通論○簿記法○速記法○看守及監獄備人分掌例註解

警察監獄学会雑誌 第1卷 第2号

拘留延滞ニ涉ルガ如キ弊アリ抑モ違警罪裁判ハ本來

警察監獄學會雜誌第一號

論說

○清浦警保局長講談筆記(其二)

署長處務

署長ハ銳意自任シテ勉強シ居ラル、ナレハ中ニハ處務ノ本末緩急ヲ誤ルモノアリ爲メニ其結果ニ於テ遺憾ヲ免レザルコトナシトセズ望ラクハ事ノ輕重物ノ緩急ヲ考量シテ躬自ラ爲スベキ事件ト部下ニ任セテ爲サシムベキ事件トヲ區別シテ處理セラレシコトヲ現ニ或ル警察署ニ於テ實視セシ有様ヲ述ベンニ事ノ輕重ナルモノハ却テ署長自ラ之ヲ爲シ人權ニ關スル審問處斷及政談集會監臨ノ如キ重要ノ事ハ却テ下僚ニ委任之ヲ爲サシムルヲ以テ動モスレハ處分其當ヲ得ズ或ハ誤斷アリ或ハ取調ノ爲メ多クノ日子ヲ要シ未決

拘留延滞ニ涉ルガ如キ弊アリ抑モ違警罪裁判ハ本來治安裁判所ニ於テ判事之ヲ處分スベキモノナレハ簡易即決ヲ要スル爲メ警察署ニ假處斷ヲ委任セラレ、モノナリ又賭博犯ノ如キモ便宜上行政處分ニ委任セラレタルモ本來ハ刑事裁判即チ輕罪裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノナリ裁判宣告ハ必ず天皇ノ名ニ於テ之ヲ行フベキホトノモノニシテ尤モ慎重鄭重ニナサズルベカラザルハ今更言ヲ俟タザル所ナリ故ニ賭博犯違警罪處分ノ如キハ署長必ズ自ラ之ニ當ルヲ要ス或署長ノ答ニ審問ハ巡査ニ爲サシムルモ申渡ハ必ズ自ラ之ヲ爲スト謂ハレタリ豈ニ其然ルベキモノナランヤ夫レ審問ハ原因ニシテ申渡ハ結果ナリ能ク原因ヲ審ニシテ而シテ後始メテ結果ノ如何ヲ知り得ルモノニシテ原因及ビ實狀ヲ熟知セザレハ之レガ處分ヲ爲シ得ベキモノニアラザルナリ法律格言ニ曰ク裁判ヲ輕易ニスルハ不幸ヲ生ズル所ノ繼母ナリト警察署ニ

於テスル違警罪即決裁判及賭博犯處分ニ往々誤謬アルヨリ種々困難ヲ生セシコトナキニアラズ須ラク慎重シテ事ニ從フベシ又法律ハ延滞ヲ嫌フトノ格言アリ未決拘留ノ長キハ尤モ厭フベク惡ムベキノヲタリ十分敏速ノ取調アラソクヲ要ス

巡査訓練並新募巡査教習所

點檢訓練ノ事ハ或ハ表面ノ儀式體裁ヲ備フルニ止マリテ未ダ訓練ノ眞ニ必要功能アル業タルコトヲ感セザルモノノ如シ是レ執行吏即巡査ノ取扱上未ダ充分行届カザルノ徵候トシテ觀ルベシ嗚呼訓練セザルノ兵豈ニ能ク戰ハシヤ學習セザルノ童焉ノク能ク讀マシヤ巡査ノ能ク執行セザルハ巡査ノ罪ニアラズ教ヘザルハ罪ナリ陸軍ノ如キハ夙ニ教育訓練ヲ重シテ下士官ノ養成法等頗ル行届キタル次第ナリ又文官ニモ既ニ試驗法ノ發布アリシニ非ズヤ畢竟教育ヲ受ケタルモノハ品位價直ヲ増スノ時代ニシテ智識ナケレバ

者自ラ信ゼザレバ聞ク者モ亦感シ且ツ信ズベキモハニアラズ署長ノ精神既ニ如斯而シテ巡査ノ精神ヲ涵養セントスルハ猶ホ木ニ縁テ魚ヲ求ムルニ異ナラズ日々之レガ訓練ヲ爲スモ亦只馬耳東風タランノミ故ニ翌日訓練スベキ個所ハ前日夫々必要ノ條件(祭日等ノ前ニ當レバ山車ノ注意酔倒者ノ取扱線日等ニハ拘摸ノ注意往來ノ安全等ノ類)ヲ定メ置キ時間到ラバ直ニ訓練ニ取掛リ一步一厘モ間隙ナク確實ニ口授シ巡査ヲシテ能ク了得セシメノヲ望ム夫レ署長如何ニ十全ノ能力ヲ有スルモ一身ヲ以テ百出ノ事務ヲ處スル能ハズ宜シク其精神ヲ部下屬僚ニ分テ活運妙用着々處辨シ得ルハ道ヲ取ラザルベカラズ警察官ハ猶士官ノ一號令ヲ以テ兵卒ヲ進退スルガ如ク一身同體ノ働キ爲スノ氣象ヲ養成シ如何ナル困難如何ナル難苦モ勇往邁ケザルノ覺悟ナカラシメザルベカラズ是レ唯精神一到平素ノ訓練ニ在ルノミ豈ニ之ヲ

人之ニ齒セズ下流ニ立タザルヲ得ザルノ勢ヲ生ズルニ至ラン退々教育ノ度モ進ミ人智モ開クル世ノ中トナレバ現今ノ警察官ハ餘程其邊ノ心掛ナクテハ今ヨリ五七年間ヲモ經過セバ其職ニ立ツコト能ハザルニ至ランモ亦未ダ計ルベカラズ今日迄警察官ハ無學ナル野猪武者ナリトノ誹ヲ來セシコトナキニアラズ其影響タル延テ警察ノ處分ニ對シ世人ノ信用ヲ欠クニ至レリ警官練習所ヲ設ケラレタルノ趣意モ警察事務ヲ改良スルニハ警察官ヲ教育スルノ必要急務ナルヲ以テナリ依テ訓練ニハ將來一層力ヲ盡サンコトヲ要ス然ルニ現ニ目撃スル所ニヨレバ警察署長ハ規則ニ餘議ナクサレテ訓練ヲ爲スハ爲スモノ、其實訓練ヲ極必要的ノモノト自信セザルモノ、如シ訓練ノ席ニアリテモ或ハ是レヲ言ハシカ彼レヲ云ハシカト遲疑躊躇シ爲メニ時間ヲ空過シ巡査ヲシテ倦マシメ訓練ヲ爲ス正味ノ時間ヲ減縮スルハ弊アルガ如シ凡ソ說忽ニスヘケンヤ

教習所ハ實際ノ狀況ヲ見ルニ按外能ク出來居ルナリ然レトモ動モスレハ巡査ヨリ高尚ノ議論ヲ持出シ質問スルガ如キハ其當ヲ得ズ抑モ教習期限ハ纔ニ二ヶ月位ナレバ單ニ巡査トシテ其職務ヲ執行セシムルニ差支ナキホトノ通常ノ教習ヲ施スノ精神ナレバ高尚ナル理論ニ涉ルベカラズ須ラク職務上緊要ノ普通練習ヲ爲サシメ其他服從義務ヲ辨ヘシメ姿勢舉動等警官タルノ體面ヲ保クシムルニ止ムベキナリ

警察署付屬留置場

監獄署ハ夫々規則アリ又巡閱規則迄モ設ケラレタルニ依リ未ダ十分整理セザルモ格別甚シキ不行届ノコトナシト雖モ警察署ノ留置場ハ不都合ノ點甚シトセズ此留置場ハ便宜ニ依リ換刑執行者ヲ入ルルヲアルモ畢竟變則タルニ過ギズ正則ニテハ未決者一時假ノ留置場ナリ抑モ人身自由ノ大權ヲ破テ治罪上人ヲ

未決ニ拘留スルヲ許ス所以ノモノハ逃走、證據湮滅、犯罪繼續ノ恐レアル場合ニ限ルモノトス故ニ此三個ノ理由ナケレバ拘留ノ必要ナシ依テ裁判確定ニ至ル迄ハ無罪純白ヲ以テ入ヲ待ツノ原則ニ注意シ慎重ノ取扱ヲ爲スヲ要ス予ハ監獄改良ヲ望ムノ一人ニシテ未決已決ヲ十分區別シ取扱ハンコヲ欲スルモノナリ抑モ多クノ未決囚中ニハ兇惡ナルモノモアルベシト雖モ裁判確定マデハ兎ニ角無罪純白ヲ以テ視ルノ格言ニ從ハザルヲ得ズ依テ將來ハ未決囚ノ中金ヲ所持シ居ル者ニハ滋養ニ適スルモノハ何ニテモ其望ニ應ジテ購ハシメントノ見込ナリ是迄ノ實際ヲ見ルニ監獄ニ於テ已決囚ハ我子ノ如ク思ヒ未決囚ニ對シテハ裁判所ヨリノ預リ物即チ繼子視スルガ如キノ弊或ハナシトシガタシ待遇其宜シキヲ得ザルノ感アリ夫レ未決留置ハ前ニ述ブルガ如キ趣旨ナレハ既決者ヲ待ツガ如キ主義ヲ取ルベキモノニアラザルハ勿論ナリ故

ス迄モナキコトニシテ實ニ好結果ヲ得タリ然レドモ利アレバ害亦之ニ伴フハ數ノ免カレザル所ニシテ今其利ヲ保チ害ヲ除クニハ監督尤モ必要ナリ品行ハ職務ノ信用ニ關シ兎角世人ノ喙ヲ容ルルモノナレバ其監督ハ種々ノ方法ヲ用キ可成嚴正ナラザルベカラズ昔時其國ニ於テ或裁判官賄賂ヲ受ケタリトノ評判アリタルガ爲メ嫌疑ヲ受ケ取調ノ爲メ引致サレタルコトアリ然レドモ全ク無根ノコトナリシヲ以テ放免セラレタリ此場合ニ於テ被告人タル判事ハ必ズ憤怒スベキ等ナルニ毫モ憤怒セザルノミナラズ自ラ謂ラク自分カ賄賂ヲ受ケタルナラント嫌疑ヲ受ケルニ至リタルハ自分ノ不徳ナリ居常十分憤ミ梨下ノ冠瓜田ノ履ト云フ格言ヲ守ラバ如此嫌疑ニ罹ルコトナキ等ナルニ畢竟素行十分ナラザリシガ爲メ奇禍ヲ受ケントセシ事ナレバ將來ニ慎重スベシトテ自ラ反省セリト云フ巡査ハ賄賂ヲ受ル様ナ事ハ決シテ有マシキ等ナレド

ニ獨リ食物ノ事ノミナラズ空氣ノ流通光線ノ映射房室ノ清潔運動書記接見等ノコトニ至ル迄十分ノ注意ヲランコトヲ要ス然レモ從來ノ留置所ハ構造上不都合ナルモノアルベク又費用上ニ關シ一朝ニシテ改メ難キ事情モアルベシト雖モ諸般前陳ノ趣旨ヲ以テ取扱フキハ漸次改良ノ効ヲ奏スベキナリ

巡査駐在所

從前ハ警察署若クハ分署ニ警察官吏ヲ團集シタルガ爲メ其所在地及ビ近傍ハ警邏巡察モ行届キタレドモ鄉村ニ至テハ一月間ニ巡査ノ巡行纒カニ二三回ニ過ギズ殆ンド警察ノ保護ナシト云フモ誣言ニアラズ先般團集體ヲ散シテ普テク鄉村ニ配置シ地トシテ警察ノ眼ノ見ヘヌ所ハナク處トシテ警察ノ耳ノ聽ヘヌ所ハナク警察ノ耳目ヲ四張シ其受持町村丈ケハ我一家ノ如ク深切ニ保護ヲ加フルノ趣旨ヲ以テ各町村受持ノ駐在所ヲ設ケタリ駐在所ノ効能アルコトハ今更申

モ前ニ述ベタル如ク官ノ心ヲ以テ心トシ梨下ノ冠瓜田ノ履宜シク平素瑣細ノ贈遺ニ至ル迄能ク注意スベキナリ駐在所ハ町村人民ノ寄付金ヨリ成立ツモノ掛シトセズ抑寄付金ハ昨年府縣會ノ議ニ付スベキコトニ定メラレタルヲ以テ其収支ハ他ノ一般地方稅ト同一ノ規程ニ依ルベシト雖モ從來ノ有様ヲ見レバ町村ノ重立者等ガ警察署長ニ向ヒ其町村ニ巡査駐在所ヲ設ケタルルナラバ其費用ハ之レヲ負擔スベシト云ヒテ各自ニ於テ義捐スルガ如クナレドモ其實ハ町村一般即チ小前ニ至ルマデ夫々説得シ恰カモ賦課徵收ト同様ノ取扱ヲナスモノ、ナキニアラズ加之莫息納者ニ對シテハ警部巡查ガ上納ノ催促ニ廻ル等ノ風説モ聞ザルニアラズ蓋シ巡査等ヲシテ警察寄付金ノ催促ニ廻ラシムルハ人民ニ於テハ猶ホ鬼ガ金棒ヲ携ヘテ責メ來ルガ如キ感アルベシ是等ハ駐在所ヲ設ケルノ趣

意ニ反スル甚シキモノナルヲ以テ將來ハ特ニ注意ヲ要スル所ナリ又一時中央都會ノ地ナドニ流行シ既ニ其弊ニ堪エズシテ止息シタルノ頃其弊ヲ襲キテ地方ニ流行スル等ノ事ナキニアラズ彼開業式落成式ノ如キハ蓋シ其一ナラシ甚シキニ至リテハ巡查駐在所ノ落成式ニスラ餅ヲ投ケ燈ヲ吊シ綠門ヲ作り祝宴ヲ張ルガ如キヲアリト聞ク是等ハ勿論人民自ラ爲スコトナレハ強テ止ムル程ノコトハナカルベシト雖モ百圓ノ義捐金額内ニ於テ七十圓ヲ以テ建築シ残り三十圓ヲ以テ世話人ノ手當又ハ落成式ノ費用ニ充ツル等ノ弊害ナキニアラズ又小前細民ナドモ世話役ニ促サレ餘議ナク世間付合ヒノ爲メ無用ノ費ヘテ爲スコトアリ夫レ地方農民ノ有様ヲ顧レバ星ヲ戴テ出テ星ヲ戴テ歸リ雨ニ耕シ風ニ擣リ辛苦勞働而シテ一家數口僅ニ饑寒ノ憂ヲ免カル其情態實ニ憫ムベシ實ニ勲勉節約ヲ務ムベキ時節ナルニモ拘ハラズ一個ノ駐所所カ

出來タレバトテ燈ヲ吊シ綠門ヲ作り祝宴ヲ張ルガ如キハ誤レルノ甚タシキモノニアラズシテ何ゾヤ是等ノ事ヨリシテ寄付金支拂上ニ紛議ヲ起シ結局新聞紙ニ惡評ヲ流傳スルガ如キ不始末ノ事ナキニアラズ事小ナルニ似タレモ亦以テ深ク意ヲ注グベキ點ナリトス

費用節減

在リト今予ノ言フ所ノ者ハ實ニ金銀上ノ節減ノミナラズ人ニモアレ時ニモアレ要スルニ徒費濫消セザルニアリトス例之受付ノ如キ是迄一人ヲ要シタルニ署長自カラ之レニ當ルキハ不必要ノ用ニ費ス所ノ給料等ヲ以テ他ノ必要ナル費途ニ活用シ得ルガ如ク目今ノ會計取扱方ニ於テハ尤モ鄭重ヲ主トシ其手續繁雜ナルガ爲メ出納ノ金額ヨリモ其取扱手數ノ爲メニ費ス所反テ多キヲ免カレザルコトアリ一ヶ月中俸給ノ受渡ヲ除キ僅カニ三四十圓ノ出納ヲナスニ其掛員ニ二三人ヲ使用スル等ノ奇觀ナキニ非ズヘーン氏杯毛會テ意見ヲ演述シタル通り獨乙國ニテハ警察署長ハ恰モ署費受負ノ如キ姿ニシテ總テ前年度ノ實費ヲ押ヘ物價ノ高低ヲ斟酌シ月額豫算ヲ立テ、之ヲ署長ニ渡シ切り餘リアルモ徴収セズ足ラザルモ亦追給セザル様ノ取扱ト爲セリ斯クノ如クナルキハ人手ヲ省クコト蓋シ掛少ナラザルベシ近時陸軍省ナドニテハ其邊ニ

此事ハ從前ニ比スレバ今日ハ稍ヤ行届キ居ル様子ニ見受ケラルレバ敢テ非難チスルニハアラザレモ元來政治ヲ爲スニハ經濟上ニ注目シ費用ヲ節スルコト尤モ緊要ナリ蓋シ富強ノ基ハ多費ニアラズシテ節用ニ在リ所謂節用愛人使民以時ノ意ナリ明治十八年官制改革ノ際總理大臣ヨリ發セラレタル事務綱領ニ曰ク凡ハ行政官務整頓嚴確ナルハ國ハ其經費必節省ナラザルハナシ蓋シ富強ノ道ハ多費ニアラズシテ施ス所其實ヲ務メ緩急其要ヲ得テ以テ成效ヲ永遠ニ期スルニ大ニ注意アル様子ニテ多額ノ費用中之レガ爲メ節シ得タル額モ亦不悞ト聞ク然レモ政府ヨリ會計取扱法ノ改正アル迄ハ不便ナリト雖モ之ニ從ハザルヲ得ザルハ勿論ナレモ其範圍内ニ於テ爲シ得ラルヘキモノニ至リテハ署長ニ於テ可成注意節約セラレンコトヲ望ムナリ近頃歐洲ヨリ歸朝セシ醫師某氏ノ話ニ佛國巴里府ノ流行物ハ何品ニヨラズ忽チ歐洲全土ニ流行シ人々爭フテ其物ヲ求ムルヨリ各國ノ金銀佛國ニ入來リ恰カモ金銀ノ水溢レ居ルト云フ有様ニシテ爲メニ全國一般奢侈ノ風ヲ爲セリ之ニ反シ獨乙ハ生産物等佛國ノ如クナラズ從テ富ノ度モ較ヤ低位ニ在ルヲ以テ國人質素儉約ヲ尙ブノ風アリ今外科醫ノ事ニ就テ其有様ヲ述ベシニ佛國ノ醫師ハ外科器械ナドモ數多所有シ治療手術ヲ施スニ從テ舊ヲ棄テ新ヲ採リ有ルニ任セテ自然手入ヲ怠ルノ狀況ナレドモ獨乙國ノ醫師ハ儉約ヲ主トシ僅ニ一器械タモ大切ニ取扱ヒ屢々

論 說

使用スレバ亦屢々之ニ音澤シ決シテ其手入ヲ怠ラズト云フ總テ機械類ハ屢々之ヲ使用シ屢々之ヲ修理スレバ益々銳利精良トナルモノナリコレハ格別珍シキ話ニハアラザレドモ能ク玩味スレバ以テ兩國富強ノ源ヲ異ニスル所アルヲ知ルニ足ルベク又經濟ノ要ヲ知ルニ足ルベシ故ニ曰ク富強ノ基ハ多費ニアラズシテ効用多キ様使用スルニ在リト日本ノ警察上ニ於テ眼ニ見ヘズ所ノ濫用多費ト云フガ如キコトナキニ非ズ例ヘバ強テ要セザル所ノ手續書ヲ取ル如キ又濫リニ人民ヲ呼出シテ多時待セ置キ或ハ人ヲ呼出スニ此方ニテ十分取調置ケバ一度ニテ濟ムベキ所ニ其不取調ヨリシテ再三呼出ス等人ヲシテ徒ラニ時間及路費ヲ費ヤサシムルノミナラズ辨當トカ其他ノ爲メ徒費セシムルコト揚カラズ是等ハ瑣少ノ事ナカラ將來十分ノ注意ヲ加フルルハ人民ノ便利少ナカラザルベシト信ス予ノ所謂節儉ハ獨リ金錢ノミナラザルナリ時是

テ茲ニ之レヲ畧シ唯行政裁判官ノ警察罰令監視者ノ一タル所以ヲ説明センニ抑モ如斯場合ニ於テ行政裁判官ノ審判スル所ハ唯處分ノ當不當如何ノ一點ニアルヲ以テ警察罰令ノ如キハ措イテ之レヲ審査スルノ要ナキニ似タリ然レモ處分ノ當不當ヲ判スルニハ其處分ノ據リテ來リタル根本トモ云フヘキ罰令其物ニ溯リ茲ニ其判定ヲ及ホスコト又之レナシトセサルナリ又時トシテハ其所分ハ該罰令ニ適順シ毫モ間然スヘキ所ナシト雖モ其依據シタル罰令ノ常否ニ付爭議ヲ生スルコトアリ孰レノ場合ニ於テモ行政裁判官ノ檢査ハ之レヲ該罰令ニ及ホサ、ルヘカラス然レモ該官ノ監視モ刑事裁判官ニ於ケルト同シク其爲ス所ハ間接ニシテ且ツ獨リ法律上ノ一點ニ止マルモノトス即チ其判決ハ一事件ニ就キ法律上果シテ該罰令ノ有效ナルヤ否ヤヲ判定スルニ止マリ敢テ其他ニ及ハス該令ノ要不要適不適等ニ至リテハ之レニ隊ヲ容ル、

金ノ格言ナリ諸君宜シク之ヲ心ニ銘スベシ

警察罰令ヲ汎論ス (承前)

文學士 久米 金 彌

第二 行政裁判官ノ間接監視 警察官廳ハ苟クモ其必要アルニ於テハ處分ヲ施スコトアルハ人ノ能ク知ル所ナリ處分トハ既ニ發布セラレタル警察罰令ニ據リテ實際ニ現出シタル事件ニ就キ或ハ指令シ或ハ禁令スルノ謂ヒナリ(但シ處分ハ必ラスシモ警察罰令ノミニ依據シテ起ルモノニアラス直チニ法律ニ根基スルコト復タ極メテ鮮カラスト雖モ今專ラ警察罰令ニ關シテ說ヲナスカ故ニ殊更ニ之レヲ本文ニ畝畧セリ)此處分ノ當否ニ關シ往々爭議ヲ起シ遂ニ行政裁判官ノ審理ニ歸スルモノアリ但シ如何ナルモノカ行政裁判官ノ管轄ニ屬スヘキヤ此一點ニ關シテハ多少議論ナキニアラスト雖モ本論ノ本旨ニアラサルヲ以

ヲ許サ、ルナリ

第三 行政官廳ノ間接監視 前二者ト監視ノ方法ヲ

異ニスルモノヲ行政官廳殊ニ上班官廳ノ監視トス行政官廳ノ警察罰令設定ノ權利ヲ監視スルヤ獨リ法律上ノ一點ニ止ラス尙ホ進ミテ其須要適否等ノ諸點ニ及フモノナレハ固ヨリ前二者ノ比ニアラサルナリ此行政官廳ノ監視ニハ二様ノ別アリ一チ直接ノ監視トシ他ノ一チ間接ノ監視トス先ツ間接ノ監視ヨリ說カシニ此種ノ監視ハ上ニ記シタル警察罰令ニ依據セル處分ニ對シ訴願若クハ請願ヲ爲ス者出テ、始メテ之レヲ行フモノナリ蓋シ人民警察上ノ處分ヲ受ケ之レカ爲メ私權ヲ毀損セラレ若クハ其私益ヲ屈害セラレタリト思惟スルトキハ豫定ノ法律ニ從ヒ訴願若クハ請願ノ方法ニ由リテ其恢復ヲ求ムルコトヲ得而シテ此訴願又ハ請願ヲ受理シ且ツ之レヲ審判スルノ任ハ獨キニ此處分ヲ施シタル官廳及ヒ其上班官廳ノ負フ

論 說

所トス而シテ該官廳ノ此審判ヲ爲スヤ其檢査ハ獨リ
 適法ナルヤ否ヤノ一點ニ止マラス兼テ其須要ナル
 ヤ否ヤ適宜ナルヤ否ヤノ諸點ニ及フモノトス蓋シ該
 處分ハ素ト警察罰令ニ基クモノナルヲ以テ其當否如
 何ヲ審査セシニハ理ニ於テ其罰令ニ及ホサ、ルヲ得
 サルナリ然リト雖モ此場合ニ於ケル審査ハ裁判官ノ
 審査ト同ク其論斷スル所單ニ一事件ニ止マルモノ
 ニシテ總令警察官廳ノ處分ヲ以テ不當ナリト斷定ス
 ト雖モ是レニ由リテ其罰令ヲモ併セテ之レヲ不當ナ
 リトシ之レヲ廢止變更スルカ如キハ得テ爲スヘキ所
 ニアラス他語以テ之レヲ言ヘハ大凡ソ此種ノ監視ハ
 素ト該令ノ執行ニ阻障ヲ與ヘサルモノナレハ良シヤ
 罰令ヲ不當ナリトスルモ其初メ之レヲ發シタル所ノ
 官廳自カラ之レヲ廢止スルカ又ハ上班官廳ノ之レヲ
 破毀スルニアラサルヨリハ尙ホ依然トシテ其效ヲ保
 有スヘキナリ此監視ノ間接タル所以ハ畢竟此一點ニ

外ナラス若シ夫レ訴願又ハ請願ヲ受理シタル官廳ニ
 シテ上班ニ位スルトキハ其罰令ヲ不當ナリト斷定ス
 ルト同時ニ其之レヲ發シタル官廳ニ命スルニ宜シク
 之レヲ廢止スヘキコトヲ以テシ又ハ自カラ之レヲ破
 毀スヘシ事茲ニ至ルトキハ其監視ノ性質ハ一變シテ
 直接監視トナルヘシ
 第四 行政官ノ直接監視 ○○○○ 此監視ハ上班官廳ノ行フ
 所タリ而シテ其力ノ及フ所ハ前三者ニ比シテ更ニ廣
 且大ナリトス何トナレハ上班官廳ノ警察罰令ヲ監視
 スルヤ前三者ノ如ク一事一件ノ起ルアリテ而ル後チ
 單ニ其事件ノミチ查檢スルモノニアラス其檢査ヲハ
 尙ホ廣ク之レヲ罰金ノ全体ニ及ホシ其一旦不法不當
 チ認ムルニ及ヒテハ直チニ之レヲ破毀シテ其誤ヲ正
 スヲ以テナリ即チ下班官廳ノ發シタル罰令ヨシテ或
 ハ其事項法律ニ戻リ或ハ公布ノ式ニ違ヒ或ハ發布ノ
 手續ヲ誤ル等苟クモ違法不當ノコトアルトキハ直チ

ニ監視ノ權利ヲ行用シテ之レヲ破毀スルノミナラス
 亦該令ニシテ行政ノ本旨ニ戻リ又ハ不適當ニシテ此
 本旨ヲ達スヘキ適正ノ方便ニアラサルトキモ亦直チ
 ニ其權利ヲ行用シテ之レヲ廢滅ニ歸セシムヘキモノ
 トス
 以上警察罰令ノ本質ヨリ設キ起シテ其成立ニ必要ナ
 ル條件并ニ其發布ノ方式等ニ論及シ遂ニ進ントテ其監
 視ニ關スル事項ヲ論了セリ故ニ讀者ハ略ボ警察罰令
 ノ何物タルカ其法力即チ法律上ノ價值ハ如何又其之
 レニ對スル法律上ノ保障ハ那邊ニ在ルカ等ハ既ニ了
 得セラレタリト信ス又警察罰令ニ關スル大綱ハ右チ
 以テ概テ論シ盡シテ殆ント遺ス所ナク本論モ亦其終
 局ニ到着シタルカ如シト雖モ尙ホ一ノ言及スヘキモ
 ノアリ他ナシ其終息ノコト即チ是レナリ依ツテ之レ
 チ略說センニ凡ソ警察罰令ノ終息スル其場合三アリ
 左ノ如シ

(一) 當該官廳ニ於テ之レヲ廢止シタルトキ 法令
 ノ製作者ハ亦其破壞者ナルヲ以テ警察罰令ヲ發
 シタル官廳ハ亦之レヲ廢シ得ルコト更ラニ論チ
 俟タズ但シ之レヲ發シタルトキト同一ノ方式ヲ
 履行スルコトヲ要ス
 (二) 警察罰令發布ノ權利ヲ有スル上班官廳ニヨリ
 テ破毀セラレタルトキ 是レ亦警察罰令ノ終息
 スル場合ノ一タルハ疑ヒテ容レズ但シ其破毀ノ
 事由ハ一ニシテ足ラス或ハ該令ノ不法ナルニ因
 ルコトアリ或ハ公布ノ式ニ違ヒ其他体裁上違缺
 アルニ因ルコトアリ或ハ其不當若クハ不要ナル
 ニ因ルコトアリト雖モ凡ソ此等ノ場合ニ於テ特
 ニ注意ヲ要スルコトハ即チ該令ハ其既ニ効力ヲ
 有スル後ニ於テ初メテ破毀セララル、コト是レナ
 リ故ニ該令ニシテ其發布ニハ豫メ上班官廳ノ認
 可ヲ要スルモノナルトキハ其認可ノ明暗ヲ問ハ

ス総テ認可ノ後ニ於テ初メテ破毀セラル、モノトス蓋シ破毀トハ其法力ヲ剝奪シ以テ罰令ヲ消失ニ歸セシムルノ謂ヒナレハ其未タ効力ヲ生セサルノ時ニ在リテハ未タ破毀ナル事爲ノ生スル理ナキヲ以テナリ

(三) 右二箇ノ場合ノ外警察罰令ハ法律並ニ上班官廳ノ發令ノ爲メ廢滅ニ歸スルコトアリ蓋シ上位ノ法規例則ハ能ク下位ノ法規例則ヲ廢滅スルノ効力アルヲ以テナリ此原則ハ法制上ノ公理ナルヲ以テ今更メテ玆ニ説明スルヲ要セス

上來陳述シタル所ハ廣ク警察罰令ヲ通視シ其要義ヲ揭說シタルモノニテ固ヨリ某ノ一國ヲ採取シ其制度ヲ記述シタルモノニアラス是レ本論題目ノ明示スル所ナリ故ニ本論述フル所ニシテ我國現在ノ制度ニ適合セサルモノ甚ク多シ其我國通用ノ成語ヲ使用セル場合ニ於テモ亦然リトナス今其一例ヲ舉ケンニ本論

○濟貧警察論

(承前)

藥學士 八木秀太郎

(一) 在住ニ由テ

何人ニテモ一部落濟貧組合内ニ年齢滿二十四年ノ後引續キ二年間通常居住シアリタル者ハ該組合ニ於テ救育籍取得スルモノトス
右ニケ年ノ期限ハ居住ヲ開始セル當日ヨリ起算ス然レトモ病院、養育院等ニ入りタレハトテ居住ヲ開キタルモノト認ムルヲナシ
市中或ハ村落ノ傭人、人足、小作人等ノ如キ法律或ハ土地ノ慣習ニ由リ一定ノ季節ヲ以テ住所ヲ移轉スル者ニ在リテハ其期日ト實際居住ヲ開キタル日トノ間ニ七日以上ノ差アルニアラサレハ定例ノ移轉期日ヨリ居住年限ヲ起算スルモノトス
任意ノ他行ニシテ其事情ニ由リ依然居住ヲ繼續スヘ

ノ起首ニ現ハシタル違警罪ノ如キハ我法律ニ所謂違警察トハ全ク別個ノ意義ヲ有セリ蓋シ我法律ノ違警罪トハ某種ノ刑ヲ以テ處罰スヘキ犯罪ノ謂ヒナルニ本論ニ於テハ特ニ警察罰令違犯ノ意義ヲ保有セシメタリ而シテ此意義ニ於テ云フトキハ我國ノ違警罪悉ク眞個ノ違警罪ニアラスシテ其警察罰令ノ違犯ニアラサルヲ甚ク多シ之レニ反シテ其輕罪ヲ以テ論スル事件ト雖モ眞個ノ違警罪タルコト極メテ少ナカラス特ニ省令ノ名義ヲ以テ各省大臣發スル所ノ命令ニ於テ然リトナス將タ又監視ノコトノ如キ罰令ニ對スル裁判官ノ檢査權ハ曾テ我法制ノ認メサル所ナレハ其之レアルハ獨リ行政官ノ監視ノミ其他此類ノ事項尠カラズ讀者中或ハ誤解スルモノアルヲ恐レ特ニ之レヲ玆ニ一言ス若シ夫レ本邦現在ノ制度並ニ之レニ關スル卑見ノ如キハ他日之レヲ說述シ讀者ト共ニ研究セント欲ス

キ目的ナルヲ判然タル時ハ之ヲ以テ居住ヲ中絶シタルモノト認ムルヲナシ

一濟貧組合ヨリ公然ノ救助ヲ受領スル間ハ上記ニケ年ノ期限ハ中絶スルモノトス

(二) 結婚ニ由テ

婦ハ結婚時ヨリ夫ノ救育籍ヲ共受ス
寡婦及正當離婚婦ハ其配偶ヲ失フニ際シテ保有シタル救育籍ヲ法ニ據テ之ヲ失ヒ又ハ他所ニ於テ取得スルニ至ラサル限り存續スルモノトス

(三) 血統ニ由テ

正當ノ子女之ニ準スヘキモノハ其之ヲ喪失シ又ハ他所ニ於テ取得セサル限り父ノ救育籍ヲ共受ス但シ離婚ニ際シ子女ノ養育母ニ屬スル時ハ其救育籍ニ依ル私生兒ハ母ノ救育籍ヲ共受ス
救育籍ヲ失フノ場合左ノ如シ

(一) 他所ニ於テ救育籍ヲ取得スル時

(二) 年齢満廿四年ノ後二ケ年間引續キ不在ナル時
 教育權ヲ失フコト就テモ亦之ヲ得ル時ノ居住期限
 計算例ヲ準用ス

教育ヲ要スル者ハ假ニ其當時所在ノ部落組合ニ於テ
 救助スヘキモノトス但シ追テ其義務ヲ有スル組合ヨ
 リ費用ノ辨償若クハ引取リヲ爲サシムルコトヲ得ル
 ナリ又國設濟貧組合ハ法律上其負擔ニ屬スル人物ヲ
 上記ニ據リ假救助ノ義務アル部落組合ニ其費用ヲ辨
 償シテ委托スルコトヲ得ヘシ

傭人徒弟又バ工業上ノ手傳人等其被備所在地ニ於テ
 發病スル時ハ其地ノ部落組合ニ於テ病者ニ必要ナル
 治療及給養ヲ與フヘキモノトス
 他ノ組合ニ向テ治療費及給養費ノ辨償若クハ引取リ
 ナ要求スルノ權ハ看病ノ繼續スルコト六週間以上ニ及
 ヒタル時其以上ノ時限ニ對シ始テ之ヲ生スルモノト
 ス

其費用ハ義務者タル組合ニ於テ負擔スヘシ
 若シ一部落濟貧組合ニ於テ其區域内ニ教育籍ヲ有セ
 サル者ニ救助ヲ付與スヘキ時ハ先ツ本人ノ在籍地居
 住地及一家ノ關係ヲ委曲訊問シテ費用ノ償還ヲ其
 義務アリト認定スヘキ組合ニ對シテ要求シ旁々此要
 求ヲ承認スルヤ否ヲ照會スヘシ但シ救助ヲ開始シテ
 ヨリ六ヶ月以内ニ之ヲ爲サレハ此要求權消滅スヘ
 シ

若シ義務者タル組合ヲ査定スヘカラサル時ハ前記ノ
 期限内ニ所管上班廳ニ申報ヲ爲スヘシ
 教育ヲ施ス所ノ部落組合ニ在テ被救助者ノ引續キ居
 住スルコトヲ禁止セントスル見込ヲ抱ク時ハ右報告ニ
 其旨ヲ明記スヘシ
 何レノ濟貧組合タリトモ他ノ組合ニ對スル要求權ヲ
 此法律ヲ以テ定ムル所ノ順序ニ從ヒ其裁定及執行ノ
 職權アル諸官廳ニ訴願シテ主張スルコトヲ得

教育ノ義務ヲ有スル組合ニハ六週間ノ期限七日前迄
 ニ疾病ノ報知ヲ送ルヘシ

單純ノ懷妊ハ前記ノ趣旨ニ於テ疾病ト認ムヘカラス
 教育ノ費用ヲ辨償スヘキ義務アルモノ(上記被備所
 在地ノ負擔ニ屬スル分ノ外)左ノ如シ

(一) 教育籍ヲ保有スル被救助者ニ在テハ其在籍ノ部
 落組合

(二) 教育籍ヲ保有セサル者ニ在テハ其教育ヲ要スル
 有様ニ陥リタル際ニ在住シ又ハ監獄、病院、養

育院等ヨリ出テ來リタル所ノ教育ヲ要スル者ハ
 最初入監入院セシメタル地ニ屬スル國設組合

前陳ノ如ク費用償還ノ義務アル組合ハ救助ヲ一時限
 リ職業ヲ廢スルカ爲メニ必要トスルコトアラサル場合

ニ於テハ其人ヲ引取ルヘキ義務アルモノトス
 教育ヲ要スル者ヲ引取ルヘキ義務アル組合ハ別ニ協

議スル所アルニアラサレハ其送付ヲ要求スルコトヲ得
 一組合ニ於テ費用償還或ハ本人引取方ノ要求ヲ排斥

シタル時ハ行政上ノ處分ヲ以テ要求ヲ受ケタル組合
 ノ所管廳ニ於テ該要求ノ當否ヲ裁定スヘシ

貧民ヨリ部落組合ノ指令ニ對シ救助ノ金額及方法ニ
 關シテ提出スル訴願ハ其郡ノ部落組合ニ係カル時ハ

郡參事會之ヲ議決ス此議決ニ對シテハ二週間以内ニ
 縣參事會ニ訴願スルコトヲ得(組合ヨリモ同シク訴願

ヲ發スルコトヲ得ルナリ)
 郡參事會ハ濟貧組合相互ノ爭論ヲ仲裁手續ニ由テ判

決シ又組合ト義務者タル親族トノ間ニ生スル爭點ニ
 就テ判決ヲ與フルモノトス

年齢満十四年以上ノ疾病又ハ職業ニ堪ヘサル所ノ要
 救助者給養費ハ郡村ニ於テハ一日六十片(一片ハ凡

ソ三錢ニ當ル)都會ニ於テハ八十片ノ割合ヲ以テ辨
 償スヘシ醫師診察料、藥價等ヲ要スル時ハ一日二十

片ヲ之ニ加フルモノトス其他ニ要スル費用(十四年

以下ノ小兒給養費ノ如キハ別ニ算定スヘシ

(以下嗣出)

給與工錢ノ旨義ヲ論ス

警保局 小河滋次郎 出 仕

刑法第二十五條ニ曰ク定役ニ服スル囚人ノ工錢ハ監獄ノ規則ニ從ヒ其幾分ヲ獄舎ノ費用ニ供シ其幾分ヲ囚人ニ給與スト而シテ監獄則ハ第二十二條ヲ以テ其給與工錢ノ割合ヲ規定シ重罪囚ニハ料定工錢ノ十分ノ二、輕罪囚ニハ其四分ノ一ヲ與ヘ仍ホ無定役囚懲治人及ヒ刑事被告人ニシテ自ラ請フテ作業スル者ニハ十分ノ六ヲ給與スルコト、ナセリ蓋シ工錢給與ノ規定ハ歐洲各國ノ獄制、亦タ大概ニ其設ケアラサルナク之ヲ我カ監獄則ノ規定ニ比スレハ寧ロ比較的ニ多額ノ割合ヲ給スルモノ、如シ然ルニ其之ヲ給與スルノ旨義ニ至ツテハ或ハ勞役ニ由ツテ賃銀ヲ得ルハ

此原則ニ據ツテ勞働上ノ所得ヲ掌有スルノ權ヲ有ス、故ニ若シ國家ハ囚人勞役ノ所得ヲ吸收スルノ權利アリト謂ハハ是レ國家ハ人生固有ノ權利ヲ滅却スルモノナリト言ハサルヲ得ス語ヲ換ヘテ言ヘハ國家ハ人類ヲ奴隷トシテ待遇スルモノナリト斷定セサルヲ得ス是レ豈ニ刑罰及ヒ刑罰執行ノ原理ニ適シタルモノナランヤト(本論ハ同氏ガ先年、填。都ウキソナ府ニ開設シタル監獄會議ノ議場ニ於テ論辨シタルモノニ係ル)

給與工錢ノ旨義ヲ知ラント欲セハ先ツ監獄作業ノ目的及ヒ其性質ヲ領解スルヲ要ス惟フニ作業ノ強制ヲ以テ或ル種類ノ自由刑(即チ懲役、徒刑、重禁錮)ニ附隨セシムル所以ノモノハ其主タル目的ハ之レニ由ツテ刑罰苦痛ノ効力ヲ強メント欲スルニアリ而シテ其或ハ之レニ由ツテ監獄經濟ノ幾分ヲ補助シ或ハ囚人ヲ改良シ若クハ其健康ヲ保全スルト云フカ如キ

人生自然ノ權利ナルカ故ニ工錢ハ即ハチ此權利ニ基イテ給與スルモノナリト説キ或ハ作業ノ所得ハ擧ケテ國家ノ所有ニ歸シ、囚人ハ之レニ對シテ毫モ其幾分ヲ享有スル權利アルモノニ非ラス然レモ空シク人ヲ勞シテ之レニ酬フル所ナキハ感化的待遇ノ旨趣ニ適セス故ニ國家ハ治獄上、便宜、之ヲ惠與スルノ規定ヲ設ケタルモノナリト主張スルモノアリ則チ一チ權利説ト言ヒ一チ恩惠説ト唱ヘ諸家各々其採ル所ノ見ヲ異ニシ監獄社會ノ一問題トシテ久シク吾人ノ頭腦ヲ痛メシメタル所ノモノナリシカ最近ノ報告ニ依レハ其爭議モ今ハ殆ント一決シテ畧ホ第二説即チ恩惠説ニ歸着スルニ至リタリト言ヘリ

法學博士ウアーレルベルヒ氏ノ如キハ熱心且ツ有力ナル權利説ノ主唱者ニシテ其説ク所ニ據レハ凡ソ勞働ニ由ツテ賃銀ヲ生スルハ經濟上、動カスヘカラサルノ原則ニシテ吾人ハ其境遇ノ如何ニ拘ハラス渾ヘテハ畢竟スルニ第二ノ目的タルニ過キスト謂フモ可ナリ寧ロ或ハ追加的ノ目的ト謂フコソ其實ニ適ヒタルモノナルヘシ何トナレハ刑法制定ノ當時ニ週ツテ之ヲ考フレハ立法者ハ獨リ第一ノ目的アルヲ知ツテ第二ノ目的ハ固トヨリ其眼中ノ物ニアラス全ク後世ニ至ツテ始メテ之ヲ追認附加シタルモノナレハナリサレバ作業ナルモノハ大体、懲罰ノ具タルニ外ナラサルカ故ニ其性質ハ懲罰的ノ組織ヲ有セサルヘカテサルハハ明瞭ナリ果シテ然ラハ定役囚ノ作業ハ刑即チ懲罰トシテ之レニ從事シ而シテ其之レニ從事スルハ自己ノ爲メニアラス而カモ自己ノ意思ニ反シテ國家ニ對スル強制義務ニ出ツルモノナルコト勿論ナリ是ヲ以テ見レハ囚人作業ノ所得ハ擧ケテ之ヲ國家ニ吸收シ以テ先ツ懲罰苦痛ノ旨趣ヲ貫徹セシムルノ正理ナルコトハ何人モ疑ヒナ容レサル所ナルヘキナリ

ウアーレルベルヒ氏曰ク國家ハ囚人勞役ノ所得ヲ吸收

論說

スルノ權利アリト謂フハ是レ人生固有ノ權利ヲ滅却スルモノナリト何チカ固有ノ權利ノ滅却ト云フ蓋シ勞役所得權利ヲ剝奪スルカ爲メニ此言アルコトナルヘシト雖氏這ハ法律ヲ以テ人生固有ノ自由權利ヲ剝奪シタルカ如ク同シクマダ法律ノ力ニ據ツテ之ヲ剝奪シタルノ結果ニ過キサルナリ更ラニ他語ヲ以テ之ヲ言ヘハ罪惡ノ報酬トシテ之ヲ加ヘタルモノニ外ナラス然ルニ論者ハ之ヲ以テ刑罰及ヒ刑罰執行ノ原理ニ背クトナス予ハ到底其然ル所以ヲ理解スルニ苦ムナリ氏マタ曰ク勞役所得ノ權利ヲ剝奪スルハ是レ人類ヲ以テ奴隸ノ待遇ヲナスモノナリト彼レ囚人果シテ何者ゾ刑罰ノ性質果シテ如何、役業ヲ執ラシムルノ目的果シテ何クニアル、凡ソ此等ノ問題ニ就テ多少研究スル所アラハ斯、ル謬見ハ忽チ開悟スル所アルヘキナリ

トシ、苦杖械桎ヲ以テ唯一ノ方便トナシ、嘗ツテ心性改良ノコトニ着目セザリシ所ノ所謂、骨彫刑理主義ノ時代ニアラス、刑罰ノ目的ハ形体及ヒ精神的ノ作用即チ懲戒及ヒ感化主義ノ執行法ニ由ツテ之ヲ達シ得ヘキコトヲ認定シタルノ時代ナリ故ニ彼ノ作業ノ如キモ之ヲ以テ特リ囚人ヲ懲戒スルノ用ニ充ツルノミナラス併ハセテ又之レニ由ツテ感化法ヲ利用スルノ一機關トナシ經驗上、此機關ノ懲戒感化ノ上ニ於テ殊ニ最モ其効驗ノ著ルシキアルヲ認ムルニ至レリ而シテ工錢給與ノ如キハ畢竟スルニ作業利用法ノ結果ナリト斷言スルヲ得ヘク往時ニアツテハ固トヨリス、ル規定ノ設ケアラサリシナリ

然リト雖モ今ヤ既ニ彼ノ罪囚ヲ待ツニ懲苦、是レ事セリ故ニ予ノ恩惠說論者ナルコトハ是レマタ既ニ讀者ノ推知セラレタル所ナリト信ス則チ予ノ信スル所ヲ概言スレハ囚人ハ服役スル所ノ作業ノ所得ニ對シテハ其全部ハ勿論幾分ニテ之ヲ享受スルノ權利ヲ有セス、然ルニ國家ヨリ其所得ノ幾分ヲ割與スル所以ノモノハ蓋シ其厚意即チ恩惠ニ出ツルモノナリ故ニ工錢給與ハ贈與契約ノ性質ヲ有スルモノナリト謂フヘシ贈與契約ニ由リ所有權ノ移轉スルハ契約ノ當時ニアラスシテ物件ヲ受領シタル時ニアリトス是故ニ囚人ハ未ダ工錢ヲ受領セサル内ハ之レニ對シ所有權ヲ有スルコトナク國家ハ未ダ之ヲ囚人ニ下付セサル内ハ其意思ヲ以テ隨意ニ之ヲ使用若クハ變更スルノ權利ヲ有ス是レ其所有權ハ國家ノ掌有スル所ナレハナリ我カ刑法第二十五條ニハ定役ニ服スル囚人ニハ其工錢ノ幾分ヲ給與スト規定シアルヲ以テ或ハ此規定ニ據リ囚人ハ當然、其工錢ヲ享有スヘキ權利アルモ

ニシテ權利說ヲ採ルヘカヲサルコトハ既ニ之ヲ論述ノナリト認メ其日々、得ル所ノモノハ凡ヘテ直チニ囚人ノ所有權ニ歸スヘキモノナリト斷定スルモノアリ然ルニ這ハ誤謬ノ見解タルヲ免レサルモノニシテ畢竟スルニ刑法ハ定役囚ニ對シ工錢ノ給與即チ恩惠的贈與ヲ約諾シタモノニ過キス彼ノ雇主カ雇人ノ勞役ヲ約因トシテ給料ノ額ヲ約定シタルカ如キモノニ非ラサルナリ故ニ假令ヒ刑法ノ規定アルモ以テ工錢ノ恩惠贈與ノ性質ニ害ナキナリ當タニ害ナキノミナラス給與ノ二字ハ以テ恩惠贈與ノ性質ヲ判明セシムルモノナリト謂フヘシ

論說

給與工錢ハ未ダ之ヲ囚人ノ手ニ交付セサル内ハ凡ヘテ國家ノ所有ニ屬スルモノナルコトハ前段論述スル所ニ由ツテ明瞭ナリ故ニ債主ハ領置工錢ニ對シ差押ヲ請求スルノ權利ヲ有セス且ツ監獄ハ工錢給與ノ割合ヲ増減シ堪合ニ由リテハ或ハ全ク之ヲ給與セサルモ可ナリ尤モ我カ監獄則ニ由レハ重輕罪ニ對シ夫々一

定セル割合ノ規定アルヲ以テ監獄ハ隨意ニ其割合ヲ變更スル能ハサルコト勿論ナリト雖モ歐洲諸國ノ獄制ニ於テハ唯タ其最多額ヲ限定スルニ止マルモノナルカ故ニ監獄ハ給與工錢ノ旨義則チ恩惠贈與ノ主趣ニ基ツキ囚人在監中ノ品行。勉勵及ヒ其他諸般ノ關係ヲ參酌シテ自由ニ其範圍内ノ割合ヲ増減シ場合ニ由リテハ全ク之ヲ給與セサルコトヲ得ルモノトス其他マダ監獄ハ工錢ノ利子ヲ以テ監獄慈善ノ費途ニ供用シ若クハ出獄者ニ對シ一時ニ其工錢ヲ交付スルコトナク歸郷ノ後チ俟ツテ之ヲ下附スルカ或ハ其必要ニ應ジ便宜法ヲ用フルヲ得ルハ固トヨリ當然ノコトナリト謂フヘシ之ヲ要スルニ工錢ナルモノハ治獄ノ目的ヲ達スルカ爲メノ便宜上ヨリ恩惠的ニ之ヲ贈與スルモノナルカ故ニ能ク此旨義ニ據ツテ其給與ノ方法ヲ講究セサル可ラサル者ナリトス

雜報

問題を生シ制帽ノ形状制服ノ徽章等多少ノ審案を遂々稍決定ノ域ニ進ミたるに事情ノ許さるるありて服制帽制とも姑ク改定するを見合せ帯劔の制の發せられしと故ノ新聞紙上等に於て風説するく如き服制帽制の改正は當分之二を見ざるべし

○又 勅令の但書ハ明治廿四年一月迄は従前ノ劔を佩用するを得る旨記載あれどもその一月迄といふは廿四年の一月三十一日迄ハ従前ノ劔を佩用するを得る如く解讀するものもあるべけれど右者廿四年の一月より新劔を佩用せしむるの旨趣として従來の佩劔ハ來廿三年十二月三十一日限其佩用を禁するの精神なる由

○改正帯劔の價額 地方會員諸君の参考ニ供する目的にて警視廳用達芝露月町刀劔商壽屋方に就き改正帯劔の價額及仕様書等を本誌に掲げんことを協議せし目下各種の見本製造中にて確たる報道となし能はず然れども警部同補用並製よて概ね七八圓以上を要すべしと謂へり尙見本出來の上は精確なる代價仕様書等を得て重ねて本誌ニ掲載する事あるべし

○市區郡醫設置の事 頃日醫科大學教授片山國嘉君ハ郡市ニ裁判衛生醫等を設置すへき旨の一篇の意見

○傭人條例の事 世の中の逐々理屈一邊に傾き何事も權利義務の大則に洩れさることありたる今日に在て之必要を感ずる毎ど社会萬般の事物に就て有文の法令を設くべきと勿論なるへし此予輩の久く必要を感し居るとあり傭人と傭主との關係を判然と規定する乃ち是れなり近年傭人の供給を減し從て稍々其欲乏を感ずるととなりたれハ傭人の驕慢を逞ふならず又傭主も於ても傭人の負傷罹病等の際に無慈悲にも治療の世話を爲すことなく放逐する者あきにあらずと云へり是れ共ハ德義の制裁のみにて依頼すへからざる時世とありたるに由るとみて既に舊慣の例規ハ大槩消散し盡きたるを見るべきなり獨國の如きも傭人條例ある法律ありて双方の權利義務を明にし且其取締法をも含蓄せり都會の地お於ては此くの如き法制の必要既に今日追れりと覺ふ云々と或る人の説けり

○警察官の帶劔 勅令第二百二十二號を以て警察官帶劔の制を定められたり聞く所より由れば此劔制の草案ハ過る明治十八年の夏頃より其筋より於て調査し着手せられ圖式を製し粗成稿せんとするに際し又服制の書を發せられたると聞く實に當今緊急なる一問題と謂ふへし抑々衛生事業の社會に於て何等の重要位置を占め從て國家行務の一大要部を構成するやハ今更喋々を須たざるあり然るも今日の有様は恢復的の業務を専らとせる治療醫の多きとにて言はハ司法の機關に偏重にして豫防的なる警察即ち衛生醫は殆んど全く欲如ほと言ふべきかれは久しく遺憾の思ひたり治療醫は職業として充分の報酬を得べきものかれは此上別段の保護を公費を以て與ふるべきならざるべきも衛生醫に至りては衣食の資を給するにあらざれば獨立して成立すると難かるへし従來困難を感したるハ衛生の法規に明かなる衛生行政官東ハ衛生の學術に暗く學術を達する者は制度に疎く結局兩者相合して運動するを要したるハ傳染病流行の際などには少からざる不便ありたるあり若し平生より衛生の専門家即ち法制と學術とを該通する者を公費を以て養成し置く時の始めて此不便を除き且有事の日は大効益を顯はすとあるへし裁判醫も今日の處甚た寥々たれば漸次人心の改進するに從ひ其供給の不足を感ずるに至るへし然るも設とひ其業務は擴張するも職業上の利得は多きとを得ざるへければ是れ亦た

公費を以て保護すると必要あるへし之を要するも衛生醫裁判醫及種痘醫の如きは土地の情況は従ひ其必要あるに於ては公費を以て設置せらんと警察上より觀察して最望まらざり次第あり本月十七日の官報に國家醫學講習科新設の旨を記載ありたり是れ衛生醫裁判醫等設置の第一地步として轉々祝賀に堪へざるなり冀く數年を出てすして實際各地に於て此警察上衛生上又は裁判上大功德あるへき機關の公事に關涉するを視るの日あるとを

○獄務顧問セーバツハ氏 同氏は引續き日々内務省警保局に出勤して執務せらるゝ由ある此頃中の専ら養に巡閱したる東京集治監及び警視廳監獄の復命書の起稿に従事し既ち畧度脱稿したるを以て兩三日前、其一部分を内務大臣に進達せられたる由に聞き及びぬ尙は聞く所に據れば初回巡閱の割合には能く實際に入て隠微を穿ち、議論剴切、細大貫通して着々其實に適するもの多きもの當局者も大に其眼光の鋭きに感服せられ居ると云ふ

○司獄官練習所 セーバツハ氏來着に就ては早々司獄官練習所を設けらるへしとは兼て吾人の耳あする所ありし其筋にて既に既に全く其準備を整頓せられ會議には我が國よりも特な委員を列席せしめられ且つ獄制に關する諸々の書類を送致せられたる由あるが今回も亦た我が政府より代表者を參席せしめらるゝ都合にて既ち露國駐在の西公使も其任命あり且つ近々我が獄制に關係ある書類及び同會附屬の博覽會に出品すべき囚人の工作品を送送せらるべしと云ふ

○豫告 次號は獄務教師セーバツハ氏の談話を題し同氏より一人の資格を以て獄制上は關し茶飲み話しの種にとて何くれとかく談話せられたる事項を採録すへし尙ほ模様お由り同氏の論説を掲載すへし

○小野田長野縣書記官の書東 頃日同氏より左の書東を本會に寄せられたり

拜啓時下寒候彌々御清榮奉賀候陳者過般警察監獄學會雜誌第一號御送附設下早速一讀仕候も警察官及司獄官には頗る有益ある雜誌と存候間諸學士先生の御盡力を以て將來益々盛大からしめんこと切に希望仕候就て之既に先日御發行の第一號に於て不取敢祝詞も記載候通り新監獄則施行細則に就き逐條毎に歐洲各國に於て見聞せし諸規則を參照し彼我對照して論評を下し尙得又小生の實地に就き取扱ひ來り候卑見をも加へ以て諸先生の御高

居る由かれは尙は一應、教師の意見を參酌したる上おて之を確定せられ遅くも來春下旬頃迄には發表の手續お至るの都合ありと云ふ尤も其組織の大体、一の模範獄に於て理論と實務を併せ教ふるの方法を採り而して第一期に先づ看守長以上の者を召募せらるゝの計畫に至つては大抵變更を來たすことあらざるべしと聞けり

○泰西獄事問答錄 本書の獄事熱心家の聞へある小野田長野縣書記官の所著に係り同氏嘗つて公命を帯ひて歐洲諸國を巡回せられたる際、親しく有名なる諸監獄に就きて問答せられたる所の要項を詳録したるもの、由て此頃、監獄協會より發刊せり斯道の爲めに最も有益の良書あること記者の信して疑はざる所あり尙ほ熟讀の上、次號に於て詳評する所あるへし

○萬國監獄會議 は其第一回を千八百七十二年(明治五年)に英都露んどん府に開き第二回は千八百七十八年(明治十一年)瑞典の首都スウェーデンに第三回千八百八十五年(明治十八年)伊國羅馬府に開き來春露國志んとべいとるすべしひあ於て開設せるものは其第四回に該當するものなり、第二回の

評を仰ぎ度と存候尤も本年の餘日も無之は付來春より每號引續き御送付仕度此段御厚禮旁々得貴意度早々拜復

十二月十日 在長野 小野田 元 瀧

○巡查看守精勤證書に就ての雛形に「」の中は熟れも朱書と記載あれとも右の調査の際に於て證書中缺字となし置くべき部分を朱書して雛形を調製されたるをその儘發布ありしゆへ官報に朱書すると能はざるより特に注意して「」の中は朱書たりと示されたる迄にて本證書に朱書する譯ありあらざる由又巡查看守に交付すべき本證書と主務局に於て印刷局お引合ひ各地方の便宜の爲めに一定の様式にて製造し各地方の注文を受け製造の上回送せられたるよしにてその證書を一見したるに輪廓並に日光章とも金泥にて印刷し用紙の鳥の子紙にて餘程美麗あり

○難破船救助の發明器 今度京東芝公園水交社内へ支社を設けたる大日本帝國水難救助會にて暗夜難破船救助の際使用する發火信器の海軍技師某氏の發明に係る者にて罐の中に火藥を仕込み置き難破船ありし節海面に投棄つれば火氣を發し數十間を照し得べく又た鐘を手にして海面を照し得るに自在なるよ

しにてろの名を救命煙と稱し此の程同社お於て試験
 きたるは頗る好結果を奏したりと云ふ又大阪府水
 上警察署の署長小幡平八郎氏は今度一種の救難船を
 發明したるよし右は風波の危難に罹れる船を救助す
 る者にして如何ある激浪怒濤の打込みても決して沈
 没せず萬一沈没するに至るも船員は之か爲め溺死
 することなく少しく手足を勞すれり沈みたる船体を
 して直ちに水面より浮き上らしむることも出来て頗る
 便利なる船ありと云ふ水上警察擴張の際此發明あり
 世を益する事多かりと云ふを信す依て本社は其雛形
 使用法及び造船費等の詳細なる事を本誌に掲げ當局
 者の參考に供せんと欲し書を發明者に致し其報道を
 乞ひんと力をむひし

○廢娼の建議 群馬神奈川福井崎玉の各縣會及東京
 府會に起り岡山京都大坂にも此説を唱ふる者ありて
 殆んど各地方に流行の勢ひを爲すに至れり今娼妓の
 存廢に關し歐米の例を考ふるは佛伊の公許して禁止
 せず英米と一切之を禁止す公許するの國は於て即
 ち曰く陽に之を禁するも陰に之を禁する能はされり
 其實却て公許するよりも甚し之を公許する以上は衛
 生上其他一切の取締向き甚た便なるの利益多し若し
 各府縣警部長の上京に際し此索引の良法を目標し地
 方に於て之を舉行せしものも少しとせず然れども未
 た全國に波及せしには至らざりしか今警察事務の改
 良に際し此係りを全國各地方お置き普く此法をして
 全國に及ぼすは於て何れある老猾の徒かりと雖も
 も從來の前科等一目にして明瞭するに至るのみから
 ず裁判官の取調べ上に於ても調製なしある處の索引
 簿を卓上に備へつけ之は照準して容易に取調べの便
 宜を得せむるものありと

雜錄

○飼犬口籠の事

毎年盛夏の時候にはあち此地にて狂犬に咬まれ甚し
 きは貴重人命をさへ失はれたる噂を耳すると屢
 々あるか今年ハ東京にて幸ひにこの沙汰を聞ひざり
 し左ればとて決して犬の社會にまて文明の風か吹き
 入りて犬心を優尙に化し了りたるおもあらざるへけ
 れ今後とて須臾も安心すると能はざるへし然れば
 豫め防禦の方法を講しおくと實に知者の所爲かりと
 信せらる先づ大体に於てハ犬の數を減すへき謀略と

之とて裏面營業のものたらしめは取締を及すの途
 なく意外の害毒を社會に及ぼすの憂ありと
 之を公許せざる國お於てハ即ち曰く假令裏面に賤業
 を行ふものあるにもせよ法律上公然と此賤業を行ふ
 を許可するは世間の不体裁社會の耻辱之れより大か
 るとなし人をして耻つることを知らしむるの途ハ唯
 此賤業の公許すへからざることを知らしむるより先
 きなるハなし既に公許を得ざるものとすれば人其事
 を口にするをすら尙之を愧つへし況んや中等以上の
 社會お於て公然之を談話するお於てをや社會を嚴か
 らしむるの途は獨り内部の道徳を用て足れりとすへ
 きおあらず法律上外部の力を用てかりとも之を禁止
 去て其社會お齡せざるものたるを明かにするに如か
 すと云ふおあり

○前科索引 警視廳は於てハ曩に第二局長たりし林
 誠一氏(當時長崎控訴院檢事長)が多年の考案に出た
 る索引法の犯罪者の履歴等を調査するに欠く可から
 ざるの方法として此法たるや警察の最も進歩したる
 佛獨の如きに至りても未だ此設けなき趣きにて曩に
 獨逸より僱聘されたる警察練習所の教師ヘン氏も
 之れには頗る賞賛せし事ありしか漸次今日に至り
 と肝要なれ元來東京始め其外の地方までおしおへて
 犬の數多きお過すくるか如し野生は僅々大日本國の
 半分位遍歴したるのみされは太日を叩くと固より能
 りされども大槩何れの地に到りてもこの感覺を發さ
 れぬおかりし由て税を課して無益な多數を飼養する
 の弊を矯め尋て飼主なきものを撲殺すへ之但し從來
 路傍橋頭の別かく人々の眼前まで手當り次第お棍棒
 を揮ふて撲殺するか如き無愆の所爲は直に沙汰の限
 りにこそこれハ人心を刺戟し何れの道不良の結果あ
 るを免れられざるへし自今ハ何卒嚴な禁制あらまほし
 擬技棄の議論はさしおき大体お於て異説を唱ふる者
 あり我國の市街村巷ハ歐米の都府と事換り種々の不
 潔汚穢物あるを免かれされは決して犬の數多きを厭
 はざるありと是れ何等の言うや抑々今日開明の世中
 お於て人事を禽獸又一任去て顧みさるとやあるへき
 衛生の道擴充し街路警察の法整頓したる折柄汚物の
 取方付けを犬の職掌と爲さんとはいにも淺ましき
 次第ならずや若し何にしてハ人間の力を用ふへら
 すどのとからんにハ寧ろ埃及太國に多き鶯鳥の又は
 南米のコンドルと稱する大鳥を移し來りて此役目を
 申付けたらハよろらるれも憾はすし最も簡易ある

好方便さへあきにあらず夫の犬の如く咬みもせず吠へもせず至極温良ある爲に依頼して汚物掃除を引受けせたらぬ妙あらんさりあからん得ぬ鷹か鷹を生むこともある世の中ありとてまさか鷹とのにのみ打任せぬ事にならざるへければ他に良手段を設けて兎角人間の力にて掃除すると致したし既に御一新以前の世への最も重き役人よて掃部頭たりし方々さへあるまはあらずや然れぬ人間て此事務を負擔すれどとて強ち先例あきとにのあらずかし乃ち悞樂用の飼犬にの税を課し浮浪犬をは皮工に賣拂ひ其金を以て街路の掃除費に充つれば幾分の裨補とあるべし獨逸國にては各國の狀況に應じ年税九馬克（凡三圓）以内を徴収し得る定めあり勿論營業用又は邸内の警守用に必要ある分は免税に属するとなりとす假りに東京市中の課税頭数を十萬と定め一頭に付年税二十錢を徴収することからんに大枚二萬圓金を得らるへし之は加ふるに毎年撲殺する頭数をも十萬と豫定し其屍体を十錢ツにて賣却せば更は一萬圓を収むへし（此頭數并は金額實際幾倍の多きに昇るへし）三萬圓ともて市街全体の掃除を爲しむるたき事勿論あれともさりどて一廉の役も立つのに相違あか

るへし所謂浪人犬即ち納稅濟の章を帶有せざるもの受負人をして時々狩り集めしめ一定の場所に幾日間繋ぎ置き其間お下戻しと申出づる者あき時ハ受負人ハ交付して撲殺せしめ若し申出人ある時は一定の飼料を辨償せしむることとし此受負人撲殺して交付する犬一頭の代價幾干との入札を爲さしめて落札お至りたる皮工お命し無手数料にて捕獲の役を執らしめ収納する飼料の之を付與し殺らす犬の屍体の之を入札の價格を以て讓與することとなすへし現今毛皮の需要多く又骨肉等は肥料に製造すへければ隨分希望者あると疑なかるへし右の手段に由りて犬の數を現今の幾割りに減少し且飼犬を街路邸外等お出すおは必ず口籠を被らすと定むへし其制或は種々あるへけれども結局飲食の支障なくして咬噬を逞ふると能はざる仕組となすへし若し口籠を施さるる犬路上を徘徊する時ハ納稅章を帶有せざるものと同じく捕護すへし飼主の一晝夜以上も其養ふ所の犬を見掛けされは直に捕護犬留置場へ問合せさへすれば其有無を判知し得るとあり從來の如く飼主の名札あき犬を遠慮なく場所を嫌はず撲殺するとの吳々も嚴禁あらまはし第一は見聞する兒童をして自然に殺伐

○都會ノ集引カ

成る人東京市中貸家札の多きを見て歎息せり予輩も國民經濟上より觀察を下す時は亦た此歎なきにしもあらず然れとも歐洲諸大都會に於て住居の缺乏を告ぐ從て其賃料は益々騰貴の一方に傾き中等以下の人民をしては零々飢饉と同一の不幸を感せしむることを想像すれば結局喜憂何れも屬すへきや容易お斷定すへからざるあり試み警察の眼孔より之を覗ふ時は寧ろ住居缺乏の憂を以て直接にの重要ある問題とあすへきもの、如し頻年東京人口の増加實お夥しきとあれハ早晚歐西の覆轍を蹈むとあきに限らざるへけれハ上下學つて此憂患豫防の事ハ深く留意ありたきとあり會て一學者の格言あり住居の困乏は風俗を壞額

すへき慢性病にして飢饉お迫るの難ハ生命を損失すへき急性病ありと今歐洲大都會填咽の一例として埃國維也納の千八百年より同五十六年と至る人口家屋兩數増加比例を見るに前者の増加するとは百に付百十おして後者は僅々百に付四十に過ぎず是を以て需要の急なると遙に供給に過ぎ其結果として家主の權力非常に強大とあり殆んど往昔封建時代ま在りて生命與奪の大權を擧げて掌中に弄ひたる君主お異らず其極遂に貸家證書に左の如き文例を用ひしむるものあるま至れり曰く裸火を提げて便所へ行き又ハ小兒の玄關先、中庭、階段及廊下に於て遊戯し或は徘徊し或は號泣し又は強く階段を昇降したる時は即時家屋の明渡を要求するを得へしと但し家賃は約定期限間の分を収めて顧みる所あるとあきし其居傲暴慢亦た極れりと謂ふへし此に至りてハ英國人の所謂我家屋は即ち是れ我城廓ありとの原則も大に顔色あかるへきあり而して伯林に於て自己所有の家屋に住居する者は僅々人口の百分一に足らず又自己の家屋に住居する戸數も僅々總數の百分の四半も過ぎずと亦た以て財産不平均の餘弊に歸すへき哉經世の學者豈豫め慮る所あるへけんや予輩も之を思ふ毎とに悚然

たらずんばあらざるあり予輩は終り又一希望を開陳せんと欲す他なし市の邊隅は於て街衢を設け家屋を建築するの方按を豫め今日より策定あらんと是れあり其故の市の地域は漸々倍々皇張すへければ他年再び改造工事の爲め或必要するとあるへき莫大の勞費を節省し得へければあり東京の繁昌の一所に偏在せざるこそ至幸なれ莫く愈々此經濟上分權の勢を助長して以て中央凌合の弊を防遏するを得んとを

○醉人處分の一新法

佛蘭西の警吏醉人を認めたるときは之を分署に拘引し若し暴行の嫌あるものは煙草を酔ひせ(何か意味のあることならむ)ア、コ、氣を皮肉がら立去らしむるを例とするも匈馬にては否らず若し巡查か途中また公かる場所にて醉人に出會ふときハ辻馬車を呼てられまかき載せ醉人の住處まで送り届けて寢臺の上に臥さしめ睡に就くまで番を爲し然る後立戻りて最後に酒を飲しめたるものを取調へ不届か奴ありて責め付け醉人を始末したる一切の入費を拂はしむるを例とせり又米國合衆國にては嚴然たる醉人處分に關する規則ありその明文は據れば偶然の醉人

その説云ふ大地震ある毎に犬馬家畜の當に異常を呈しその動作穩りならず魚類の如きも亦た感觸する所あると殆ど疑ふへきにあらす例へは千七百四十九年倫敦府の地震前に魚類近海に躍り水面爲めに波動を醸し死体水上に幾萬となく浮み出たり八年前東京地震前ハ猫家内は狂ひ廻り馬の腹中に蹴り廻り犬は吠へ狐叫ひて殆ど狂するの如くありし左れば動物の地震の前に異常の起るへきを知るの争ふへらさるの事實を又その他の面白き實例あり小馬は馬屋に舞ひ雉子の黄色の聲を發し蛙兒の噪舌の音を止め田鼠は急に小丘を作り地震の來るを告げ殊も鴉狗豚の動物中威官尤も鋭敏あるものあり去る頃伊太利の大地震前は馬は嘶き驢馬叫ひ鶏は鳴き噪きしより主人はその異動により大難を逃れたりと云ひ傳へたり又同地震の前馬群をなし田中に移住し海底に變動ありし如く威を與へたり去夏磐梯山破裂の前に蛇は山下の村落に來り家の内外を匍匐する爲め大に村民の訝を起せし何の故たることを知らざりしや破裂前夜に猿は悉く東北の吾妻岳に向て悲鳴し去れり大變の數刻前は兎獸均しく東北の麓に狂ひ廻り村民は綱を携へて之を捕へむとし忽ち破裂に遇て飛石

又は定例の醉人を拘りらず都て是等の人に對て全量または一部の酒を與へて銘前に至らしめたる者は誰にてもその者より請取りたる高と同じ額の罰金を出すへし云々紐育の或る酒屋の主人の説によれば此法律は全く徒法にあらざる旨を辨明したるが現に或る酒屋にては一人の客が非常に酔ひたる揚句投身して死去したるより後家の之を酒屋の罪なりとて裁判所に告訴し損害賠償を請求したるため酒屋の主人は莫大の償金を拂ひまど亦た珍らしき話にあらすや

○地震と動物との關係

災害の人命を絶ち財産を奪ひ害毒の及ぶ所を誠測るへからざるものあり而して警察上尤も注意を要せ尤も保護を要するもの災害警察に如くハあし何と云れは災害警察に關して警察の與へたる保護を以て著大なる實効を奏するに易く從て保護の効力ハ人民の腦裏に感染してその信用を厚からしむるも全く此點に在れりあり

シ、ル、ン、氏が會て地震と動物の關係を研究されたる理論ハ災害警察上尤も注意を要すべきものと信すれり左よりの大要を掲げて會員諸君の參考を供せむとす

に身を辨きたるものあり長瀬川の魚は群集浮動して村民容易ハ竹箆を以て多尾を捕獲し猪苗代街に賣りあるき幸に大難を免れたる僥倖者あり

抑も異常の舉動を呈するは何等の原因に起由するや判然せざれども或る動物は小震を能く感し經驗によりて危を逃れむ爲めハ狂ひ噪くに依るものあるへし又伊太利の羅馬は地震せし前には魚の死体幾万となく下流に流れ鼠は半死の態ハ街道に昏眩しその數の多きと宛も鼠の雨を降らすか如しと云へり蓋しこれ等之地震前は炭酸の地の割目より泄れその毒氣は當り苦むに依るからむ

○腸窒扶斯の消滅せざるを十九世紀の耻辱

てん題にて大日本私立衛生會雜誌第七十八號左の一章あり亦た警察官吏の一讀すべき値あるものと思惟すれば左ハこれを掲げむ

米國紐育府衛生局の醫官「イドリン」氏が近刊の報告に曰く凡る十九世紀の汚辱と稱すべきは腸窒扶斯の發生に起るものあらざるべし何の國何の地を問えず人の家を造り聚落を爲すときハ該病の流行せざる

か「グリーンランド」の寒國より印度の熱地に至るまで又西英國より東支那日本に至るまで該病の勢威を逞ふせざるか「諸病の中最も防禦し易きものは腸室扶斯にして天然痘も譲らざるへし然るに紐育市内には年々該病増加し學者は其病菌を探検して其豫防の方法を教示するも市民の之を守らず客年中余の井水を飲用する二十ヶ所の町村を巡檢したるは其井水皆汚染せざるなく其汚染は腸室扶斯流行の原因を爲すものたることを知り多年の經驗に徴し熱病の汚泥を蒙りたる水、牛乳又肉より發生するものなりとの結論を爲すに至り就中飲料水を以て首要なる病原とす歐米の醫學博士ハ近來其病毒を「パスラス、タイフホカス」病菌なりと認定し其病菌の患者の排泄物に宿り之を撲殺するには熱力又は石炭酸等の消毒薬を用ふべきことを論ず而して其病毒の多くの汚染の井水によりて繁殖するものなれば井水を飲用するは最も危険なり凡そ井水はして飲用に適當なりと安心し得るものは甚だ稀れかれ紐育市内の患者も皆其原因は井水に在ること明火を觀る如し云々因て今日本邦の景狀を回顧するは年々腸室扶斯の流行その勢を増し目下東京市内にも多數の患

一の文字を刷行して之を多數の人へ傳播するの事實あるを要す若し此要素を具備するときは之を認めて圖書即ち出版物と見做すを得るは事理の當さに然るべきことありと信す
 此は所謂傳播とは必ずしも公々の傳播あるを要せず苟くも多數の文書を刷行して之を多數の人に交付するの事實あるものは渾へて之を認めて出版物と見做すを得べし和の國出版條例第十五條に曰く此條例に於て傳播と稱するは數部同一の刷行物を多數の人へ交付するものを指して之を稱すと獨逸出版條例の精神も亦た此あるもの、如し即ち同條例第二條に曰く此條例は一切の印刷物並に傳播する爲めに器械又は含密術を以て刷成したる文書、圖書及び樂譜に適用す云々とありて別に公けに傳播するを要するの語氣あるを見ず若し果て公けの傳播を要するの精神ありとせば傳播ある文字を用ひして他に適當なる文字（即ち公布と云ふ如き）を撰用すべき等あり殊に獨逸條例は最も後れて（千八百七十四年）制定發布したるものあるに故に彼の千八百五十一年發布の普國出版條例及び千八百四十八年發布の巴の國同條例は充分に之を參考する所ありたるは勿論

者を續出し本會大日本私立衛生會員の之を羅るもの亦往々あるに至りたり實は飲料水の改良は一日も忽にすへからざる次第なれば早く水道改設の實施を見むことこそ望ましけれ

○露領浦潮斯德港の巡查及違警罪

曾て同地に在りし人の話を聞くに巡廻の巡查の品行甚た方正ならざるものにて夜間杯は往々外人を捕へ麥酒を飲ませよ酒代を與へよ等種々ある非理を言ひ掛け之に應せざるか言語の通せざる等の場合に無狀にも時計其他の携帶品を奪ひ去る杯のと問々ありて巡查は保護者たらむより寧ろ加害者とも云ふべき有様なり又違警罪の如きも甚だ漠然たるものと見へ眞人の門前にあらざるよりの街衢は放便するも妨げなきが如しと云へり又以て該國警察制度の一斑を窺ふに足るべし

○出版物の要素

我が出版條例は據れば別は別出版物即ち圖書の意義を明解するの條文なしと雖も苟くも圖書と稱すべきものには何等の手段を以てするに論なく渾へて數部同あり同條例等に依ればすへて傳播は換ふるふ公布なる文字を適用せり然るに獨逸條例に於ては此慣用し來りたる公布の文字を捨て、故らに傳播の文字を換用したる所以のものは亦た以て立法者の精神のある所を知るべきあり且つ又獨逸出版條例草案第五條は據れば傳播に代ふるに公ケの配布と云ふ文字を以てせり然るに特に之を刪正したるに依つて之を見るも其要素として公ケの意義を要せざること知るべきなり尤も普國條例とても傳播を以て公布と見做すに至つては則ち一あり唯外面上、獨逸の條例と異なるの點の一方にあつては傳播を以て直ちに出版物の要素とあすも一方に於ては傳播を以て先づ公けのものと見做したる上まで出版物の要素とあすありとす則ち普國條例第三十三條に曰く凡そ印刷物を販賣し、發送し傳播し又は公けの場所に貼付し若くは陳列したるときは其公布ありたるものとす云々とあるを以て之を知るべし此條例は據れば單に發送するのみを以ても之を公布と見做すもの、如しされば傳播の事實の如きは間接とは言へ最も有力なる要素と認むべきの當然なりと信す其他、傳播の意義に就ては刑法上の用例は據て之を見るも敢て公ケの傳播あるを要

せざるものゝ如し即ち獨逸刑法第八十四條に曰く
 何人たりとも猥褻な文書、圖書又の隱書を販賣し分
 配し又は其他傳播し云々ナルスハウゼン氏の刑法註
 釋に據れり本條は所謂其他傳播し云云其他の接續詞
 の何々等云々の意義にて要するは傳播の種類を指示
 したるに止まるものあり云々又本條は所謂分配とは
 公ケの分配あるを要せず唯だ多數の人に分配するの
 事實あるを以て充分ありとす云々故に傳播ある文字
 には少くも分配と云ふの如き公ケの性質なき頒付の
 意義を包含し居ること明白あり

所謂多數の人との幾何の人を指して之を言ふを得べ
 きや其區域の之を一定すること容易ならず是等は宜
 しく裁判官の認定に任ずべきものありと信す獨逸
 又あつて此問題も就て凡へて裁判官の認定に一任
 せり

千八百七十年發行せられたる出版條例の註解に據れば
 若し文書を限られざる數の人に知らしむるの目的を
 以て刷行したるときは之を以て傳播の事實ありたる
 ものと認定すべし之れは又反し其人を限りたる場合に
 於ては之を以て好意的の頒布と見做さるべからず
 とあり即ち依れば此註解の一般の出版物を説明す

に、其中僅々十頁の文字を以て具さる分房制の利
 害を論ずるものあり、佛國博士「ラニョー」氏の醫
 學々士會院に報告する所に係る、文字簡明、次序秩
 然、先づ我心を獲たりと謂ふへし、乃ち之を譯出
 して以て同好の士に示す、男子扮美人、竟乏婉然
 姿、讀者幸お行文の雅馴あらざるを咎むる勿れ、

凡る囚徒をえて雜居獄の混同を免れ、同囚邪惡の教
 訓、不良の誘導に接せざらしめんとす、是れ各國政府
 の多年諸種の監獄法を實施する所以あり其監獄法の
 種類頗る多しと雖ども、要するに左の二法を歸す
 へし、

第一法は曰く夜間は罪人を分房に置き晝間は雜居、
 點作業を從事せしむ之を點點法と謂ふ、「オーパー
 ン」、「ヴィヤスフィールド」の監獄に用ふる即ち是れ
 あり、然れとも緘點を嚴守せしむるときは、懲罰の數
 甚だ多く、徒らお囚徒の心を擾亂するの憂あり、加之

るものとしては大に其當を失したるものありと信す
 若し果して其人を限りたる場合お於て之を以て好
 意的の刊行物ありとせんか出版物の範圍を爲めよ非
 常に縮小して終に之を取締る所以の精神を貫徹する
 こと能はざるへし故に曰く苟くも多數の人お配布す
 るの事實あるものにして殊に其物の性質上當さま傳
 播すべきものあるときり渾へて之を以て出版物と見
 做さるへおらず、故に例へは彼の建白書を印刷し
 て之を同志に頒つる勿論其署名者間に頒つか如きも
 既に分配發送等苟くも傳播の事實あるものは之を認
 めて出版物と見做すべきこと當然のことありと信す

○分房制の利害

内務省 出仕 武田 英一

分房制の利害を論ずる者、世其書に乏しからず、然
 れとも率ね卷帙浩翰、人をして讀ますして先づ倦
 ましむ、余常に之を憚む、頃日偶々千八百八十九年
 則ち本年一月刊行の佛國監獄協會雜誌を閲する

若し懲罰の爲めに水お麵包とのみを給與するの度愈
 多く、其時日久しきに彌るときは、彼の監獄普通の疾
 たる不消化及び結核の二疾愈延蔓して復た救ふへか
 らざるに至るへきあり、
 第二法は曰く晝夜全く罪人を分離す、之を晝夜分房監
 禁法と謂ふ、「ペンシルヴァニア」州「チャーリー、ヒー
 ル」の監獄、「グラスゴウ」州「ルーヴェン」等の諸監獄も
 用ふる者即ち是れあり、

千八百三十八年に方り、佛國監獄巡閱官長「シャル
 、リュカ」氏は、刑事被告人及び刑期二年未滿の囚
 人よ此第二法を用ひ、其刑期三分の二を減して長さ
 も八箇月に過ぎざらしめんことを發議せり、
 其後ち千八百四十三年に至り、「ド、トククヴィール」
 氏の監獄に關する法律の報告書中論して曰く、晝
 夜分房監禁法の用ふるべきは、刑事被告人及び一年未
 滿の囚人のみよ止まらず、刑期一年以上の罪人及び

懲役四、徒刑四の如き亦悉く之を用ふへしと、然れとも千八百七十五年六月五日の法律に於ては、刑事被告人、有罪と認定せられたる重罪被告人、未だ宣告を受けざる重罪被告人、微小の輕罪を犯したる囚人及び禁錮一年未滿の囚人にのみ、晝夜分房監禁法を用ふることゝかし、刑期四分の一を減じ、其最長期を九箇月と爲せり、

千八百七十五年六月五日の法律ハ佛國地方監獄ニ關する現行の法律よりて、専ら分房制を實施せんとする者あり、其要項ハ本科講義錄第七集佛國監獄法地方監獄の條下ニ詳説したるを以て今復た此に贅せず、

蓋し道徳上より之を論せんば、凡そ未だ裁判を経ざる刑事被告人は、或は無罪の宣告を受くべく、或は公訴を免るべき者あり、然るも其監獄を出つるの後に、嘗て同囚たりし有罪者をして其面を認識するを得せしむ所に非ざるあり

佛國に於てハ専ら短期刑の囚人にのみ分房法を施す此の如しと雖とも、和蘭國白耳義國の如きは更に一步を進め五年より十年に至る長期刑の罪人にも亦此法を用ふるものなり、

○メルボオン監獄吏員服務規津

(承前)

警保局 眞 木 喬
出 仕

第廿一條 家事又ハ書記又ハ書狀認メ等ニ使用スル囚徒ト雖モ之ニ新聞紙、令狀、記録、裁判所ノ報告書其他公務ニ關スル教令等ヲ授受スヘカラス又監獄則及吏員ノ行狀其他囚徒ノ扱上ニ關スル事項ヲ書記又ハ謄寫セシムヘカラス又官衙ノ告示ニシテ之ヲ囚徒ニ知ラシムルノ必要ナキモノハ囚徒ヨリ之ヲ知ランコトヲ要求スルモ許スヘカラス

しむるハ、豈に其宜しきを得る者からんや、且つ微小の輕罪を犯す者をして彼の再犯、強竊盜、殺人犯の如き輕重罪を以て生活を爲したるものと相混同せしむるときは、勢ひ其腐敗の誘導を避くへからず、是を以て分房監禁法を刑事被告人及び短期刑の囚人に施すの利益は、彰々として、誣ゆへからず、此法を喜ばざるの士と雖とも亦首肯せざるを得ざるあり、故に代議士「ミルラン」氏頃日其監獄費豫算の報告書に論して曰く、分房監禁法の實利は唯之を刑事被告人及び短期至短なる罪人に施用するに在るのミ、蓋し刑事被告人は彼の裁判所の認定したる有罪者と混同せられざるの權を有すと、

且つ此法律ニ據れば禁錮一年以上の罪人と雖とも、自ら分房に於て刑に服せんことを請ふ者あるときは、悉く之を許す、其意の雜居獄の混同を避くるお在ると、刑期四分一の減縮を望むに在るとは素より問

第廿二條 特免ヲ與フル等政府ヨリ許可セサルカ如キ契約ヲ以テ囚徒ヲ格段ナル業務ニ使役スルコトヲ得ス

第廿三條 何レノ監獄ニ於テモ吏員自己ハ官費ニテ内外科醫ノ診察ヲ受ケ且ツ服藥スルコトヲ得但前以テ公然得タル賜暇又ハ公務執行上ノ負傷ヨリ生セシ疲勞衰弱等ノ爲メ欠勤スル者ノ外ハ總監所定ノ金額ヲ其欠勤日數ニ對シ各自ノ給料ヨリ割引ス

第廿四條 吏員中其齡六十歳ニ達スル者アルハ二ヶ月前正當ナル手續ヲ經テ其當該日ヲ監察官ニ報告スヘシ

第廿五條 免職又ハ増給恩給及養老ヲ褫奪セラレタル吏員ハ自己ノ名義ヲ以テスルハ勿論他人ノ名義ニテモ葡萄酒麥酒燒酎其他ノ釀酵セシ酒類ヲ販賣スル爲メ一家ヲ保持シ又ハ自己持主トナリ又ハ其他ノ方法ニテ直接ト間接ト問ハス夫カ爲メ利益

ヲ受クルコトヲ得ス
又官ノ爲メニ勤務勞働シ又ハ物品ノ供給ヲナス等ノ契約ヲ爲シ其利益ヲ受クルコトヲ得ス

第廿六條 吏員ハ公許セラレタル契約者又ハ勞働者アル監獄内ノ工事ニ交渉スヘカラス尤注意ヲ要スル事アルヲ認知スルトキハ之ヲ認知セシ者ヨリ看守長ニ通知シテ其注意ヲ喚起スヘシ其通知ヲ得タル看守長ハ警察官ニ通知スルノ必要ヲ認ムレハ更ニ之ヲ警察官ニ電報スヘシ

第廿七條 公務ヲ以テ旅行スルトキハ官物ノ運搬方ニ最モ節儉法ヲ行フ様注意スヘシ

第二等旅費ハ只上等看守及其同等官若クハ其下役ノミニ支給ス其金額及一般吏員ノ支給額ハ左表ニ據ル但他ヘ宿泊スルニアラサレハ支給セス

官 等

金 額

高等官并評議員

十二シリング六ペンス

第三十條 巡閱官ノ一人ハ囚徒ノ役業及其規則等ニ干渉スル爲メ少クモ月ニ一回ハ總テノ在監人ヲ巡視シ又情苦チ有スル者又ハ無法無用ニ拘禁セラ

ル者ナキヤ否チ査察スヘシ前項ノ事柄ニ就テハ巡閱官ハ必要ト認ムル丈ケノ調査ヲ爲シ若シ必要ト認ムルトキハ之ヲ總監若クハ監察官ニ報告スヘシ

第三十一條 巡閱官ハ監獄ノ各部ヲ巡檢シ獄衣臥具及ヒ食物ヲ點檢シ監獄一般ノ整理方ニ注目シ宗教并ニ道德ニ係ル教育ノ實施上適當且便宜法ノ施行シアルヤ否チ調査スヘシ

又時々醫師ヲ伴ヒ囚徒ノ建康并ニ監獄ノ衛生ニ關スル狀況ヲ視察スヘシ

第三十二條 巡閱官ハ囚徒ノ情苦チ聞取シ法規ニ從ヒ之ヲ處分スヘシ
看守長ノ處罰セル囚徒徵罰録ヲ査閱スヘシ但漫リ

上座看守以上ノ官吏
七シリング六ペンス
五シリング

因ニ記ス一「シリング」ハ凡ソ我カ廿五錢ニ當ル

第廿八條 休暇ハ耶蘇祭日「グード、フライデー」日祭國王ノ誕生日并ニ總監又ハ監察官ヨリ特ニ休暇ヲ令達スル日時トス

第二章 巡閱

第廿九條 巡閱官ハ毎週定日ニ監獄ヲ巡視スヘキモノトス但必要アルトキハ不時ニ巡視スヘシ

監獄ヲ巡視スルニ當テハ規則等ノ正當ニ實行シアルヤ否又囚人ニ知ラシムル爲メニ規則等ノ寫ノ適當ノ場所ニ揭示シアルヤ否ニ注目スヘシ

若シ二人以上巡閱官同監獄ヲ巡視スヘキノ命令ヲ受ケタルトキハ各自ノ協議ヲ以テ毎週ノ定日ニ一人ニテ巡視スルコトヲ得

ニ變更スルヲ得ス

第三十三條 巡閱官ハ直接ニ監獄ノ管理法并ニ規則ニ對シテ是非シ若クハ教示シ又ハ吏員ノ行狀ニ關スル事項ヲ取扱フコトヲ得ス何事ニテモ必要ト思考スルニ於テハ監察官若クハ總監ニ報告スヘシ

第三十四條 巡閱官ハ毎月六日迄ニ其巡閱セシ監獄ノ狀況ヲ總監ニ報告シ其注意ヲ要スト認メタル事項并ニ前月中看守長又ハ其他ノ吏員ニテ處罰セシ囚徒ノ懲罰表ヲ添記スヘシ

第三章 看守長ノ分掌

第三十五條 看守長ハ監察官ノ指揮ヲ受ケ左ノ事類ニ對シ責任ヲ有スルモノトス

- 一 自己ノ職務ニ關ル令達、囚徒ノ扱方、及獄則
- 一 囚徒ノ戒護
- 一 監獄ニ屬スル總テノ官有建物及物品ノ保管
- 一 貯藏物品ノ節用

一四徒ノ工業ヲ國益トナスコト
 右ノ外ハ四徒ノ取扱方及吏員ノ心得ノ爲メ時々判
 定頒布セラレタル法令規則及訓令等ノ實行方ヲ注
 視シ必要書籍ヲ保存シ其他監察官ヨリ要求ニ應ジ
 テ其報告ヲ爲スヘシ

第三十六條 看守長ハ監獄外ノ官吏并ニ人民ト監獄
 内ニアル吏員及囚徒トノ間ニ立テ其通信ヲ取次キ
 又上官ニ宛タル報告又ハ願訴ヲ受ケ適正ノモノト
 認ムルニ於テハ之ニ意見若クハ説明ヲ附シテ監察
 官ニ送付スヘシ

第三十七條 看守長ハ毎日自己ニ宛テ來ルヘキ報告
 ナ見聞シ又願訴ヲ有スル囚徒ニハ之ヲ爲サシムル
 ニ容易ナル便路ヲ與フルコトニ注意シ囚徒ノ哀苦
 ナ救治シ若シ必要ト認ムルニ於テハ便宜ノ手段ヲ
 施用スヘシ

第三十八條 看守長ハ其支配下ノ囚徒ニ對スル願訴
 ニ記載シ置クヘシ

第四十一條 看守長ハ在務者ノ有無ニ拘ハラス朝夕
 兩度各分房ヲ檢査シ以テ三晝夜以上同一ノ分房ニ
 拘禁シアル囚徒ノ有無ヲ調査シ又危險若クハ信用
 ノ置キ難キ認メアル囚徒ノ拘禁シアル分房ニ近接
 スル監務ニハ囚徒ヲ拘禁セサル様ニ爲スヘシ

第四十二條 囚徒ヲ外役セシムルトキハ四囚以下ヲ
 以テ一看守ノ受持トスヘシ若シ多囚ヲ外役セシム
 ルトキハ全囚ノ看守者ノ外ニ六囚毎ニ少クトモ一
 看守ヲ附シ六囚ニ起ユレハ奇數毎ニ一看守ヲ増ス
 ヘシ

看守長ハ前項ノ外役囚ヲ送出スルニ當テ之カ裁斷
 ナ爲シ而シテ逃去又ハ不良ノ所行ヲ爲スヘキ認
 ノアル者ヲ外役囚中ニ加ヘサルコトニ注意シ又其外
 役所ガ監獄ヨリ一哩以内ナルルハ毎日之ヲ巡視シ
 若シ一哩以外ニ涉ルモ囚徒ノ監獄ヨリ往復シ得ル

ヲ聽斷シ規律又ハ獄則ノ違犯不正ノ行爲命令ノ違
 背其他不良ノ所行ニ對シテハ其犯人ヲ三日以内開
 室若クハ七日以内常食ヲ半減シテ分房ニ拘禁シ或
 ハ一ヶ月以内該犯人ノ有スル恩賞ヲ中止シ又ハ七
 日以内監獄則ニテ羈伴セサル寛待ヲ停止スル等ノ
 權限ヲ有ス但本文ノ如ク處罰スルハ監察官ノ認可
 ナ受クヘシ

第三十九條 看守長ハ各日記簿ヲ所持シ監獄ニテ生
 セシ緊要ナル事項ハ毎日之ニ登錄シ監察官ノ巡視
 スル時其閱覽ニ供スヘシ

第四十條 看守長ハ各少クトモ二十四時間ニ一回ハ
 各監房ヲ巡警スヘシ但非常ノ差支事件アル時ハ此
 限ニアラス此場合ハ其事由ヲ日記簿ニ記載シ置ク
 ヘシ

第四十三條 看守長ハ刑事被告人及單ニ保護ノ爲メ
 留置セラレタル者ヲ囚徒ト各別ニ拘禁シ且監獄則
 ノ許ス限リハ之ヲ寛待スルコトヲ務ムヘシ

第四十四條 法律上自辨スルコトヲ得ルノ特許ヲ得
 タル囚徒ハ衣食ノ全部又ハ其幾分ヲ負擔スヘキモ
 ノトス

法律上裁判官ニ依テ命令セラレタルニアラサレハ
 國庫ヨリ支辨セラルヘキ物品ニ對シ官ニ領置中ノ
 囚徒ノ金錢ヲ費消スヘカラス

第四十五條 看守長ハ支那其他外國ノ囚徒ニ監獄則
 ナ知ラシムルノ最モ能キ方法ヲ施スヘシ

第四十六條 看守長ハ囚徒ノ模範トナルヘキ最モ善
 良ナル行ヲ爲シ又監察官若クハ他監ノ看守長若ク
 ハ巡査等ニ自己ノ權内ニテ其ノ心得トナルヘキ告
 知ヲ爲スヲ要ス

第四十七條 看守長ハ許可ヲ得サル者ノ監獄ヲ觀覽スルヲ制止シ且正當ニ許可セラレタル者ニアラサレハ囚徒ト交通セシメサル様注意スヘシ

第四十八條 看守長ハ成規ニ觸レサレハ囚徒ト外人トノ接見ヲ許スヘシ但之ヲ許可スル前充分ニ取札スヘシ若シ取札ヲ拒ムトキハ接見ヲ許スヘカラス

第四十九條 接見時限ハ監獄ニ依リ午前十時ヨリ午後四時迄ノ間トスヘシ此時限外ノ接見ハ特別トス

第五十條 各監獄ニハ巡閱官、醫師又ハ監獄外ニ居住セル官吏ノ巡視若クハ外人ノ囚徒ニ來接セシコトヲ登錄スル爲メ帳簿ヲ備ヘ置キ巡閱官醫師又ハ監獄外ニ居住セル官吏ノ巡視セシコトハ掛官吏之ヲ登記シ外人ノ來接ハ來接者ヲシテ自ラ之ヲ手記セシムヘシ若シ來接者ノ手記スルコトヲ拒ムトキハ掛官吏之ヲ登記スヘシ

寄書

カルヘキカ茲ニ一例ヲ假設シ帝國ノ冠辭ヲ帶フル一私立會社ヨリ外國ノ製造所へ商品ヲ注文シタリト想像セヨ外國人ハ我國情ニ通セサルノ故ニ或ハ政府ノ公用ナリト誤認スルヲアランモ摺リ難シ故ニ萬一其私立會社ニ於テ代價支拂ノ義務ヲ盡クサハル時彼ヨリ我政府ニ向テ要求ヲ起スヲアランモ亦タ知ルヘカラス勿論政府ニハ毫モ關係ナキヲナレハ一モ二モナク之ヲ拒絕シテ可ナリト雖彼ノ情ヲ察スレハ幾分カ憐ムヘキ所ナキニアラス且亦タ無益ノ煩勞ヲ要スルニハアラスヤ自今外國トノ取引益々頻繁ニ至レリ絶テ此等ノ奇談ナシト斷言スヘカラサルヘシ由テ予輩ハ初メヨリ斯カル紛ハシキ名稱ヲ禁止スルノ優レレニ如カスト思惟ス歐洲ニテモ往々帝王ナドノ名稱ヲ胃カス旅店劇場等ナキニアラスト雖特ニ實際紛ハシキヲナキモノニ限ルカ如シ予輩ノ淺學ナル固ヨリ見聞ニ誤謬ナキヲ保スヘカラス聊カ記シテ大方ノ識者ニ質ス

○祝警察監獄學會雜誌發行之辭

伏惟主愛而威在其中者警察也主威而愛在其中者監獄也威愛兼濟而後公安之維持世道人心之鞏固可得而望

○帝國ノ冠辭

番町 一 寒 生

近來我國ニテ發現スル私立會社ノ中ニ帝國ノ二字ヲ冠スルモノ尠ナカラス予輩茲ニ疑問ナキヲ能ハス抑々我國ノ文學上帝國ノ文字アルハ固ヨリ久シキヲニテ近世ノ製造ニ係カルニアラサルヲハ勿論ナリ然レトモ此兩字相熟シテ確然タル定義アルヲハ蓋シ歐米諸國ト交際ヲ開キ彼ノ Empire 又ハ Kaiserreich 等ニ對シテ適用スルコトナリタルニ始マレリ而シテ西洋ニ於テ他ノ文字ニ冠スルハ通例形容辭ニシテ Empire 又ハ Kaiserlich 等ノ如キ是レナリ今此等ノ形容辭ヲ用ヒテ例之ハ帝國政府帝國々務大臣帝國特命全權公使帝國陸軍帝國郵便局帝國首府ナド、云ヘハ帝國代表シ帝國ノ設置ニ係カルヲ表明スルノ義ナリ又帝國官吏ト言ヘハ市町村等ノ吏員トノ區別ヲ顯彰スルノ謂ナリ既ニ我國ニ於テモ帝國大學又ハ帝國議會ノ公稱アルニ至リタル上ハ此意義モ自ラ確定シタルコト認定スルヲ得ヘシ果シテ然カル時ハ私立會社ノ名稱ニ此文字ヲ冠スルヲハ不穩當ノ嫌ナキニアラス今後私立學校ニモ私人ノ結社ニモ帝國ノ冠辭ヲ

也我那創設警察之制分派巡査於各所以雖預防害惡不能無兇徒暴發而害公安之虞是以設置監獄懲戒奸慝抑遏逸志其法可謂備矣雖然若警察而過其愛則人易狂監獄而過其威則人苦酷矣嗚呼二者制宜以収其效果也抑亦難哉頃日磯村君與有志諸氏相謀設置警察監獄學會發刊本別二科講義錄又別不徵其價而頒布一部雜誌其意蓋在供當局者之參考歟余又加會員未班受近刊雜誌一號之寄贈而閱之議論醇正而行文流暢筆鋒獨處如無人加印刷鮮明與休裁完美多雜誌中所罕見也當局者須友此書而威愛制宜使四民遂其生則庶幾刑措而不用歟川路警視會曰歐洲諸國之所以致富強者由盡力於警察使庶民遂其生也然則富強之基其亦在於斯乎予值此好雜誌發兌不省不敏欣然叙所思併禱會運之隆盛也矣

明治廿二年十二月十三日於本所林町二丁目
七拾四號地喬居
稻葉無所得 童士記

問答

○第五問 人口調査ノ手段及費途
ヲ問フ

番町居士

國家ノ行政上統計ノ重要ナルハ普ク人ノ知ル所ニシテ殊ニ人口數ハ諸般ノ調査ノ根基スル所ナレハ格段ニ精密ニ知了セサルヘカラサルヲ勿論ナリ既ニ警察ニ於テモ多年戸口調査ノ名目ヲ以テ人口數ノ査定ヲ施行シ來レリ然レトモ是ハ專ラ一種特異ノ目的ヲ逐フヲナレハ茲ニ所謂一般ノ人口調査トハ全ク別事ナリトス夫レ戸口調査ノ目的タル之一言ニ概括スレハ警察ノ機關ヲシテ平素土地ノ形勢ヲ熟察シ及其一人物ヲ諳知セシメ以テ犯罪ヲ未發ニ防止シ及既發ノ犯罪ヲ捜査スルノ便ニ供スル等ニアルヘシ故ニ可及的其區域ヲ狭小ニスルヲ利アリトスルナリ之ニ反シテ人口調査ハ其目的甚タ廣汎ニシテ歸スル所ハ一國一地ノ總人口ヲ詳細緻密ニ確定スルニアレハ可及的濶大ナル區域ヲ以テ各地時均フシテ之ヲ施行スヘキモノナリトス歐洲諸國ニ於テハ近來大抵此調査ヲ實行セサルナシ但シ費用ト手数トヲ要スルコト少ナカラサレハ大抵數年ニ一回行フコトセリ獨逸國ノ如キハ每五年一回十二月一日ヲ以テ之ヲ施行スルコトナリ敢テ問フ我國ニ於テハ如何ノ手段ヲ以テシ且ツ其費用ヲ何レニ取ルチ最適當トスルヤ

第二問解答

在愛知 窪田 蜻州

貴會發兌ノ警察監獄會雜誌第一号ヲ見ルニ其問答欄内ニ現時警察ノ制度中最モ世人ノ注目シ且ツ時勢ニ適實スルノ問題アリ即チ愛知城南逸夫氏ノ提出ニ關ル「巡査駐在所制度ノ利弊及ヒ其弊害ヲ防止スルノ方法按テ問フ」是ナリ吾輩固ト淺學蕪才殊ニ實驗ニ乏シク敢テ解答ノ任ニ當ララスト雖モ本問題ニ付テハ聊カ經驗スル所ナキニアラス故ニ固陋ヲ顧ミス左ニ愚見ヲ述ヘムトス

抑モ吾警察ニ獨逸制度ヲ摸倣シテ著シク面目ヲ改メタルモノハ散在警察ノ制ニシテ其主トスル所ハ勉テ警察ノ普及ヲ計ルニ在リ因テ今之レカ利益ヲ細舉スレハ左ノ如シ

一 責任ノ確定 一署ニ集合シテ時々ノ配役ニ依リ各自指定ノ執行務若クハ警邏等ニ當ルルハ其責任タル一時一件ニ止マリ一事終ル毎ニ腦裏ヲ離レ殊ニ警邏ノ如キハ多數ノ巡査ニ責ヲ分ツモノナレハ其責任輕ク從テ執行事務ニ親切ナラス之ニ反シテ一定ノ區畫ヲ限リ一定ノ

執行務ヲ擔當セシメ之ヨリ生シ若クハ生ゼントスル百般ノ警察事務ニ當ラシムルハ其責メ一人ノ身上ニ増集スルモノナレハ所謂不眠不休ノ精神ヲ以テ之ニ應スルニアラサレハ到底自己ノ義務ヲ盡ス能ハサルモノトス

二 保護ノ周到 其受持擔當區内ニ駐在スルトキハ風土人情ニ通シ以テ實用ヲ知テ之ニ當リ殊ニ警察署遠隔ノ地ニ在テハ急變ニ應シ又警邏ノ如キモ往復ニ時間ヲ費サスシテ保護ヲ周密ナラシムルチ得其他人民ニ便益ヲ與ワルコトハ枚擧スヘカラス

三 事務ノ周知 從來警察ノ制度ハ各府縣多少ノ小異ナキ能ハスト雖モ要スルニ集合ノ制ヲ採リ一定ノ土地ヲ限リ責任散在ノ法ヲ設ケタル者ナク大約分業ノ方法ニ從ヒ伎能者ニ事務ヲ限リ責任ヲ定メタル特務ナルモノヲ置キ普通ノ巡査ハ只ク無責任ノ警邏立番等ノ事ニ從ハシメタリ故ニ事務偏重シテ權衡ヲ得ス又普通ノ巡査ハ恰モ機械ト一般ニシテ毫モ自動ノ用ヲ爲サス是レ決シテ完全タル一体ヲ成スモノニアラサレハ其事務ニ至テモ到底左支右吾チ

四 自動ノ精神ヲ發揮ス 集合ノ制ニヨルトキハ巡査ハ常ニ監督ノ下ニ在リテ百事皆テ指揮命令ニ依リテ其事務ニ從フモノナレ 巡査ハ他動的ノ慣習ニ馴致シテ其極依頼心ノ卑屈ニ陥リ其運動ハ自發自動ノ精神ナキ機械的ノ作用トナルハ理ノ暗易キモノナリ之ニ反シテ散在責任ノ制ニヨルルハ恰モ父母ノ監督ヲ離レ新タニ一家ヲ爲シ獨立シテ生計ヲ營ム者ト一般自營ヲ爲スニアラサレハ自ラ位地ヲ保ツ能ハス故ニ必スヤ自發自動ノ精神發起シ舊テ責任事務ヲ盡スニ至ルハ亦理勢ノ然ラシムル所ナリ

五 自然ノ監督ニ反省シテ職務ヲ屬ム 集合ノ制ニ於テハ人民ノ耳目ハ悉ク巡査全体ニ注キ其注意ノ度并ニ素行ノ如何モ亦ク集合体ヲ評論スルニ過キス然トモ散在責任ノ制ニ至テハ警察事務及ヒ巡査ノ素行等總テ部民ノ視線ハ悉

問答

擔任者其人ノ一身ニ集リ其人舉動ノ如何ハ直チニ部民ノ腦裏ニ反映シテ輿論トナリ復タ掩フヘカラサルモノアリ故ニ擔當巡查ハ自然ノ監督ト自然ノ制裁トニヨリ自ラ反省シテ素行ヲ改修シ事務ニ勉勵シテ所謂標準ヲ示スニ至ル然ラサレハ到底其位地ヲ保全スル能ハサルモノアレハナリ

以上ノ外註在制度ヨリ生スル利益尙ホ枚舉スルニ足ラスト雖事些細ニ涉ルヲ以テ之ヲ省畧ス然トモ物ニ一利アレハ一害必ス之ニ伴フハ數ノ免レサル所ナリ而シテ此制度ニモ亦タ種々ノ弊害アルヲ免レシ今其重ナルモノヲ表裏ノ兩面ニ區別ノ之ヲ論述スヘシ表面上ノ弊トハ警察署註在所間ノ關係若クハ監督及ヒ養成ノ方法如何ヨリ生スルモノニシテ之ヲ舉クレハ左ノ如シ

- 一 指揮命令迅速ナラス 上司ノ指揮命令ハ迅速ニ下官ニ傳達セサルハ受命者遠隔ノ地ニ駐在スルニ由ル是レ散在警察ノ制復タ之ヲ如何トモスル能ハサルモノナリ
- 二 重大ナル事件ニ應スルコト難シ 例ヘハ出火若クハ多勢ノ強賊ヲ捕拿スル等多數ノ巡查ヲ要

ノナリ

然ルニ徒ラニ權勢ニ偏ノ同等ノ扱ヒニ出ル能ハサル事實ヲ發見スルハ集合ノ制ニ於テ尙ホ然リ況ンヤ駐在所ノ如キハ多クハ巡查一人ニ孤立ノ態ヲ爲ス故ニ自然其勢力土豪ニ匹敵スル能ハスノ不知不識權勢ニ壓サレ終ニ職權ハ彼レカ關門ニ及ハス又他人ニ係ル事柄ト雖モ毎ニ干渉ヲ受ケ充分ナル職務ノ執行ヲ遂ケサルノ弊アリ

二 公務ヲ枉グ 監督ヲ離レ遠隔ノ地ニ在ルルハ放恣ニ流レ易キハ凡備ノ常態ナリ故ニ部民ノ賂遺スルモノアルトキハ顯ハレサルヲ僥倖トシテ之ヲ受ケ法ヲ枉グルカ如キ所爲ナシトセス又殊ニ恐ルヘキハ其家族ヘ些少ナル物件ヲ事ニ托シテ贈遺シ充分ナル情義ノ繫鎖ヲ施シ他日事件ノ起ル毎ニ執行務ノ寬恕ヲ乞フノ弊是ナリ

駐在所制度ノ利弊ハ右ニテ畧ホ盡シタリト思惟ス然ルニ其弊害ハ駐在所其者ニ必属スルモノニアラスシテ全ク施行ノ方法宜シキヲ得サルヨリ生スルモノ多シ故ニ吾輩ハ是ヨリ更ニ進ンテ以上ノ弊害ヲ救済スルノ方法ヲ論セントス

其弊害中前段一二ニ列記スルモノヲ除ク外ハ凡テ巡

問答

スル場合ニ於テ之カ救援警備ヲ爲スニ當リ集合ノ制ニ在テハ一令ノ下ニ全力ヲ舉ケテ之ニ應スルコトヲ得ルトモ散在ノ制ニ至テハ以上ノ如ク敏活ノ處置ニ出ル能ハス

- 三 高尚ナル氣風ヲ失フ 諺ニ「手ニ觸レサル録ハ光ナシ」ト凡テ人ハ他ノ刺撃ヲ受ケ盤根錯節ニ遇フ毎ニ愈ヨ光澤ヲ顯ハシ益ス銳氣ヲ發シ時務ヲ辨ヘ高尚ナル氣象ヲ發達スルモノナリ然ルニ僻村ニ寓シテ偶ハ語ルモノハ野老村夫其刺撃ヲ受ルモノハ巡檢ノ上司ノミ且困難ナル事故ニ會セサルトキハ勢ヒ社會ノ平常線ヲ墮落シ人物ハ日ニ野卑ニ走リ從テ高尚ナル氣風ヲ失シ嚴肅ナル紀律ヲ亂シ起居坐臥ノ間知ラス知ラス吾本分ヲ離レ士民ト相撰ハサルニ及ヒ終ニ其警察ノ職ニ在ル能ハサルモノアルハ集合ノ制ニ見スシテ寧ロ散在ノ制ニ顯出スル弊害ナリトス
- 又裏面ノ弊トハ重モニ巡查一身上ノ行爲ニ關スルモノニシテ即チ左ノ如シ
- 一 權門ニ制肘セラル 權門勢家ニ阿ラス貧弱ヲ侮ラス所謂一視同仁ノ行アルハ警察官ノ最モ貴フヘキ所ニシテ必スヤ須臾モ忘ルヘカラサルモ

查ノ無誼無節操ト進取ノ氣象ナキニ職由スルモノナリ然ラハ其救済ノ方法如何ハ獨リ巡查ノ養成如何ニ在ルノミ而シテ養成ノ方法ニ三アリ曰ク學事ノ獎勵曰ク實務ノ訓授曰ク德義ノ熏陶是ナリ請フ逐次之ヲ論セム

- 一 學事ノ獎勵 ハ吾權利義務ヲ辨識セシメ又力メテ社會ノ風潮ニ伴ハシメス而シテ充分高尚ノ氣象ト進取力ヲ養成スルノ目的ヲ以テ日ヲ定メテ所屬署ニ召集シ適當ノ學事ヲ研磨セシムベシ又時トシテハ之ヲ府縣廳所在地ニ出シテ實況ヲ見聞セシムルヲ良法トス
- 二 實務ノ訓授 是レ監督ノ一法ニシテ尙モ事務ノ怠惰執行務ノ不完全其他本人等ノ素行上ニ付見聞ニヨリ質問シ尙ホ將來ノ件ニ付懇篤ニ訓授スベシ此訓授タル通常ノ事ニシテ敢テ揚記スルヲ要セスト雖モ元來駐在所員ハ遠隔ノ地ニ在レハ常ニ訓授ニ疎遠ナリ疎遠ナルカ故ニ監督ニ遠カリ從テ放恣ノ念ヲ起スニ至レハ假令多少ノ事務ヲ欠クモ訓授ハ務メテ頻繁ナラシムルヲ要ス
- 三 德義ノ熏陶 ハ上司己チ正クシ事ニ當ル時ハ卒先シテ難地ヲ蹈ミ而シテ部下ヲ待ツニ或ハ嚴

然ルニ徒ラニ權勢ニ偏ノ同等ノ扱ヒニ出ル能ハサル事實ヲ發見スルハ集合ノ制ニ於テ尙ホ然リ況ンヤ駐在所ノ如キハ多クハ巡查一人ニ孤立ノ態ヲ爲ス故ニ自然其勢力土豪ニ匹敵スル能ハスノ不知不識權勢ニ壓サレ終ニ職權ハ彼レカ關門ニ及ハス又他人ニ係ル事柄ト雖モ毎ニ干渉ヲ受ケ充分ナル職務ノ執行ヲ遂ケサルノ弊アリ

二 公務ヲ枉グ 監督ヲ離レ遠隔ノ地ニ在ルルハ放恣ニ流レ易キハ凡備ノ常態ナリ故ニ部民ノ賂遺スルモノアルトキハ顯ハレサルヲ僥倖トシテ之ヲ受ケ法ヲ枉グルカ如キ所爲ナシトセス又殊ニ恐ルヘキハ其家族ヘ些少ナル物件ヲ事ニ托シテ贈遺シ充分ナル情義ノ繫鎖ヲ施シ他日事件ノ起ル毎ニ執行務ノ寬恕ヲ乞フノ弊是ナリ

父トナリ時トシテハ慈母トナリ或ハ思チ施シ威チ示シ恩威並ヒ行テ之ニ狎昵セス以テ其風采チ薫陶シ警察ノ爲メニ生命チ抛ツノ德義心チ養ヒ所謂強弱ノ下ニ弱卒ナキニ至ラシムベシ

此方法チ行フテ怠ラサレハ自然節義チ重シ進取力チ生スルニ至ル而シテ尙ホ反省セズ過失再三ニ及フモノハ到底職ニ耐ヘサルモノニシテ之チ退ケ此ノ如クニシテ順次淬礪シ純良ノ巡查チ得ルトキハ弊害ノ過半ハ之チ救済スルニ難カラズ尤モ或ハ密偵チ使用シテ微々タル非行チ發キ責ムルニ紀律チ以テスル等ノ姑息法チ主唱スルモノナキニアラスト雖モ是等ノ方法ニ服シテ非行チ止マルハ唯ダ責罰チ恐ルルハ一點ニアリ眞ニ其本ニ反リ職務ノ本分チ辨知シタルヨリ出ルモノニアラサレハ警察ノ爲メ寸毫ノ益ナシ故ニ吾輩ハ信ス前キニ論スルカ如ク弊害ノ因テ生スル所チ防絶シ之ニ據ルニ純良誠實ナル根據チ植ヘ監督ト懲罰ハ之チ用ユルニ其所ナキニ至ラシメサレハ決シテ此散在警察ノ目的チ達スル能ハザルナリ又弊害中ノ前後一二ノ命令ノ遲達ト警察ノ全力チ盡ス場合ノ困難ハ是レ本制度必然ノ弊害ナリト雖モ最寄ニ從ヒ接據地ノ駐在所チ以テ組合チ定メ互報線チ設ケ時々

二 執行官吏ノ配置及警邏

執行官吏トハ實事ニ從事セル綜テノ官吏チ云フモノニシテ警察署分署ニ配置シアル所ノ警部巡查即チ是ナリ抑此官吏ノ配置ノ如何チ査閱スルハ巡閱ニアラサルモ本部ニ坐シテ一表ノ下ニ明瞭ナルヘキチ以テ茲ニ第二項ノ目チ掲グルハ無益ナルカ如シト雖此項ノ旨趣ハ決シテ斯クノ如キ單純ナル監察チ行フヘキモノニアラス蓋警察署分署管轄區域ノ廣袤、人口ノ多寡、土地ノ冷熱、交通ノ繁閑等チ參酌シ更ニ人口ノ比準チ取リ以テ巡查チ配置スルハ殆ント警察官吏ノ配置法ノ原則ナルカ如シ故ニ各署ニ記當セル巡查ノ此法ニ適合スルヤ否ハ一表ノ下ニ監査シ得ルコト勿論ナレトモ實地ノ視察ハ大ニ之レニ異ナリ曾テ各署ニ配當シタル巡查ハ如何ナル形狀ニ配置シアルカ、其受持人口ノ多寡ハ果シテ適實ノモノナルカ、巡回線路ノ長短道路ノ險夷等不當ノ割付ハナキカ、巡查人員ノ比例熱鬧ノ地ト僻遠ノ地トノ間ニ格段ナル厚

法令注解

ノ令達チ傳送シ要急ノ事件ニハ飛報ノ法チ設ケ而シテ非常召集ノ方法チ立テ漸次熟練セシムルトキハ其弊ノ幾分チ防止スルコトチ得ヘシト信ス
以上ニ論スルカ如ク駐在所制度ノ利益タル莫大ニシテ微々タル一二ノ弊害チ顧ミ沮止スル所ニアラサルナリ

在愛知 窪田 蜻州

法令註解

○警察巡閱規則 (承前)

運轉手如何ニ熟練ナルモ油チ缺ケハ以テ機關ノ圓滑ナル運轉チ爲シ得サルヘシ警察署長及ヒ警部長ハ此ノ報告油ノ作用ニ依テ警察機關ノ圓滑機敏ナル運轉チ發作スルモノナレハ報告ノコト豈輕視スヘケンヤ抑報告ノ種類チ分テ事故報注意報ノ二トス而シテ其報告ノ區別チ概舉スレハ機密即報普通即報事變即報探偵報告毎日法三日報週報旬報半月報月報半年報等ナリトス之チ査閱スルニハ如何ナル注意チ以テ報告チ爲スヤ、錯雜誤謬ノ記載ナキヤ、及報告ノ粗密等チ檢スルチ第一トス若シ夫レ機密報ニ入ルヘキモノチ

薄ナキカ、派出所駐在所ノ位置偏在スルコトナキカ其他受持組合區ノ關係、組合長駐在所ノ位置、組合區内、補助及組合内互ニ通報救援ノ方法、等實際ノ狀況チ査閱シ其適否チ監シ甚シキ庭選ナカラシコトチ務ムヘキナリ」執行官吏ノ警邏ハ執行務上第一位チ占ムル所ニシテ之レチ缺ケハ警察ナシト云フモ誣言ニアラサルヘシ此目中包含スル所チ概舉スレハ巡回線路ノ長短、巡回時間、巡回度數、巡行區ノ廣狹、宿泊日歸ノ別、定時不定時ノ制、晝巡夜行ノ法等ナリ又勤務時間ノ規定、巡行區内勤務法、交替時限、巡回線出ノ順序、當直非番ノ割當法等ノ如キモ亦此項ニ於テ査閱スヘキモノトス而シテ受持日誌ニ巡行ノ線路、發程ノ時刻、重ナル部落ニ到達スヘキ豫定時等チ記載シ置カシムルハ最モ必要ノコトナルカ故ニ巡閱官ハ此記事ニ就テ其當否チ檢シ猶規定ノ巡回法ト實地ノ警邏ト矛盾スルコトナキヤ否チ考査スヘキナリ」執行務上警邏ノ必要缺クヘカラサルコトハ論チ待ダ大然レトモ往々警察ノ要領チ得サルモノアルハ甚遺憾ナリトス僻遠ノ地ハ姑ク之レチ措キ繁榮熱鬧ノ地ニ於ケル巡查ノ巡回ハ唯巡回時間ニ其線路チ履行スルニ過キサルモノ少シトセス是レ所謂儀式上

ノ巡回ニシテ警邏ノ真味ヲ解シタルモノト云フヘカ
 ラス巡回官ノ査閲ニ當テハ是等ノコトハ無論注目セ
 ラル、所ナルヘケレトモ執行官吏ニ於テモ常ニ深ク
 注意アリタキコトナリ

三 執行事務ノ監督及警邏ノ監督

本條第一項ニ於テ執行事務及第二項ニ於テ警邏ノコ
 トノ規定シ巡回官ノ監督スヘキ目ヲ示サレ其ノ解モ
 亦各條下ニ之レヲ詳悉シタリ茲ニ第三項ニ至テ再ヒ
 執行事務及警邏ノコトヲ掲クルハ重出ノ觀アルカ如
 シト雖退テ之レヲ考フレハ此項ヲ設ケラレタル至當
 ノ理由アルヲ發見スルニ難カラサルナリ蓋第一項ハ
 諸般ノ執行事務ハ如何ナル方法ニ依テ其實ヲ舉ケ得
 ルカ即チ執行事務ノ方法ノ如何又第二項ハ各受持巡查
 ノ其ノ区内ヲ警邏スル實際ノ狀況ノ如何ヲ査閲スル
 ノ目ニシテ本項ト大ニ其ノ旨趣ヲ異ニセリ本項ハ則
 巡查ノ實務ヲ執行シ若クハ其受持区内ヲ警邏査察ス
 ルニ當リ其上官タル者如何ナル方法ニ依リテ之レヲ
 監督スルカヲ査閲スルモノナリ言ヲ換ヘテ之ヲ言ヘ
 ハ第一項第二項ハ實務吏員即チ巡查ノ行務上ニ付テ
 査閲シ第三項ハ署長若クハ監督補助員ニ於テ履行セ
 ル監督上ニ付テ査閲スルナリ

密執行ノ寛嚴等ヲ目撃シ又ハ人民ニ就テ其ノ平素ノ
 狀況ヲ聞知スル等はナリ何チカ顯明ノ監督ト云フヤ
 巡查ノ執行務ニ立會ヒ若クハ帳簿ノ整理其ノ記載ノ
 事項ヲ監査シ又ハ巡回表ヲ檢スル等はナリ而シテ監
 督員探偵ノ報告ニ依テ巡查ノ行爲ヲ知り人民ノ申告
 ニ因テ平素ノ狀況ヲ察スルカ如キハ隱密中間接ノ監
 督ニシテ其警邏ニ尾行シテ其狀態ヲ目撃スルカ如キ
 ハ隱密中間接ノ監督ナリ又顯明ノ監督中執行務ニ立
 會ヒ若クハ帳簿ノ整理ヲ監査スルカ如キハ直接ニシ
 テ帳簿記載ノ事項ヲ監査シ巡回表ヲ檢スルカ如キハ
 間接ナリトス今各地方ニ於テ實行セル監督法ハ種々
 ノ考案ヨリ成立シ複雑ナルアリ簡單ナルアリ其得失
 未タ較量スヘキモノアラサル由ニ傳聞セリ巡回官ノ
 各署ニ就テ監督法ヲ査閲スルニ方テハ或ハ既定ノ監
 督條規ニ依テシ居ルヤ否ヲ見ルナリ以テ満足トセラル
 ハナキ能ハス是レ素ヨリ其所ナリト雖然レトモ斯ク
 單純ナル志想ヲ以テ之レカ査閲チ行フニ於テハ本則
 ノ精神ニ背馳スルモノト云ハサルヲ得サルナリ
 巡回官ノ監督法ヲ査閲スル方法順序ヲ解説スルニ付
 テハ勢ヒ監督ノ要監督員ノ任及其ノ心得等ヲ叙述セ
 サレハ充分ニ其意ヲ悉クス能ハサルモノアリ因テ左

二三年以來警察ノ制度一變シ從前巡查ヲ各署ニ集合
 シタルモノヲ分散シテ各地ニ駐在セシメシヨリ頗ル
 民情ニ適シ人意ニ投シ官民ノ間調和シテ警察ノ機動
 チ圓滑ナラシメ直接ト間接ト間接ト間接トハス警務上ノ利益
 實ニ少擲ナラサルナリ然ルニ一利アレハ一弊ノ從テ
 生スルハ免レ難キモノニシテ警察モ亦此ノ範圍チ脱
 シ得サルモノアリ他ナシ巡查ハ上官ノ羈絆ヲ脱シテ
 獨立獨行ノ身トナリ身体及行務トモ警察署ニ集合セ
 フレタルトキニ比スレハ大ニ自由ヲ得嚴格ナル規律
 アルニモ關ハラス懈怠ノ心ヲ生シ隨意姑息ノ執行チ
 爲ス等上官ノ意志ニ違ヒ法律命令ノ精神ニ背馳スル
 モノナキチ保シ難シ故ニ今日各地方ニ於テ警務上難
 シトスル所ノモノハ監督ヲ以テ第一トス監督周密ニ
 シテ且能ク其法ヲ得タランニハ巡查如何ニ情心ヲ生
 シ如何ニ隨意姑息ノ執行チ爲サント欲スルモ得ヘケ
 シヤ

解說セント欲ス

巡查ノ性行服務ノ良否ハ直ニ警察ノ行務上ニ影響チ
 來タスハ何人モ既ニ領諾セラル、所ナラン之レヲ檢
 束スルニ巡查懲罰例アリ又各地方ニ於テハ懲罰例ノ
 細則ヲ設ケテ以テ之レヲ鞭撻セリ要スルニ警察ノ目
 的ヲ達シ其實効ヲ舉ケント欲スルノ主旨タルニ外ナ
 ラス然レトモ人ハ他動ト自動トチ間ハス感情ノ爲メ
 ニ動カサレ易キモノナルカ故ニ巡查ニ於テモ時ニ或
 ハ心ヲ動カシ志想ヲ轉シ以テ其服務規律ノ範圍外ニ
 騰出スルコトナキチ得ス其小ニシテハ一身ノ名譽チ
 損シ其大ニシテハ警察ノ信用ヲ害シ或ハ爲メニ警察
 ノ機動チ止メ或ハ警察ノ神經チ遲緩ナラシメ終ニ官
 フヘカヲサルノ變態チ生セントス之ヲ防シハ一ニ監
 督ノ力ニ依ラサルヲ得ス此ニ於テ乎監督ノ重要ナル
 チ見ルヘキナリ

夫レ監督ハ監督其人ノ多カランヨリハ寧ロ適當ナル
 人物ヲ得ルチ貴ク監督員ニシテ其人ヲ得サレハ監督
 ノ實効得テ收ムヘカヲサルナリ内務省雇前ノ警官練
 習所教師獨逸警察大尉ウイヘルム、ヘーン氏曾テ
 言ヘルコトアリ「抑監督ナルモノハ警官ノ行爲ニ付

テ候察シ又之レヲ報告スルニ止マラス亦之レニ教訓シ若クハ必要ナル時ハ命令ヲモ授クヘキモノトス」ト實ニ然リ故ニ監督員ヲ撰ムハ最重要ノ事タル疑ナシ地方官々制第三十一條ニ云ク警察署ハ警部ヲ以テ其長ニ充テ警察分署ハ便宜警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充テ部内ノ高等警察行政警察及司法警察ヲ掌リ法律命令ノ履行ヲ監督ス云々又行政警察規則第二章警部ノ項第三條ニ云ク時々区内ヲ巡視シ其景况並ニ巡查ノ勤怠正否ヲ察スヘシ云々ト監督ノ任ニ當ツル此クノ如シ然ルニ間々巡查ヲ以テ監督ノ任ニ當ツルモノアリ警部警部補ノ人少ナルヨリ一時不得已上席ノ巡查ヲ以テ監督ノ補助ヲラシムルナルヘシト雖同等ノ吏員ヲシテ同等ノ吏員ヲ監督セシムルハ頗ル其當ヲ得サルナリ故ニ監督員ハ少グトモ警部補若クハ警部見習ヲ以テ之ニ任シ巡查ヲシテ各自ノ上官ナリト見做サシメサルヘカラス斯ク監督員ト巡查トノ置位ヲ殊別セサレハ巡查ト監督員トノ間ニ親密ナル情誼ヲ生シ悞昵ノ弊ニ陥リ遂ニハ監督ハ其利アルヨリハ却テ害アルコト至ランコトヲ恐ル此レヲ是レ顧ミスシテ警部警部補ノ外猶監督專務ノ巡查ヲ置キ徒ニ監督ノ度數ヲ頻繁ニシ外面ノ觀察ヲ行フヲ以テ監督ノ

能事足レリトスルモノアリ誤謬モ甚亦シト言フヘキノミ
監督員、巡查勤務上ノ監督ヲ行フニ當テハ概テ左ノ各項ヲ嚴正ニ觀察スルヲ要ス
(一) 警邏ノ度數
(二) 諸取締規則ノ實地執行
(三) 戸口調査ノ精粗
(四) 執行務ノ成績
(五) 受持日誌記載方
(六) 注意ノ厚薄
(七) 勤怠及品行ノ正否
(八) 人民ニ對スル所爲
(一) 警邏ノ度數ヲ監督スルハ外勤巡查殊ニ駐在巡查ニ在テ最必要ナル事ニシテ警邏度數稀少ナレハ警察ヲ周到ナラシムルコト能ハス之レヲ檢スル方法ハ種々ノ手段ニ依ルヘシト雖先ツ各署管内毎ニ警邏規定ヲ設ケ受持區ノ廣狹道路ノ險夷ヲ量リ巡查ノ體力ト里程ノ遠近トニ應シ一ヶ月若クハ一週間ノ巡回度數ト一巡回ニ對スル時間ト又普通巡回ノ外ニ夜警巡回ノ程度ヲ定メ置キ巡查ヲシテ之レヲ嚴守セシメ又別ニ受持區内重要ナル場所又ハ路程ノ便宜ニ由リ巡回

ヲ缺クノ虞アル地若クハ特ニ注意觀察ヲ要スヘキ家或ハ土地ノ名望家等ニシテ間接ニ巡查ヲ監督シ得ル者ノ家宅等ニ巡回表ヲ配付シ巡查ヲシテ一回コトニ必ス之レニ捺印セシメ以テ日巡回ノ度數ヲ檢スルコト、日誌ニ普通巡回及夜警巡回發着ノ日時ヲ記載セシメ置キ其日誌ト巡回表捺印ノ日時トヲ照合スルコト等ハ重ナル方法ト信スニ一諸取締規則ノ實地執行ヲ觀察スルハ則立會監督ニシテ巡查ノ警邏途上ノ不意ノ出來事ヲ處理スル狀態及其處理ノ適當ナルヤ否或ハ特ニ巡查ノ出張シテ法律規則ノ實施ヲ督厲スル狀況等ヲ目撃シ其寬嚴ヲ考量シテ偏倚ノ執行ヲ觀察スルコトヲ怠ルヘカラス(二) 戸口調査ノ警察上關係ヲ有スル大ナルコトハ第九項ニ於テ之ヲ解説スレハ茲ニハ之ヲ省略ス其精粗ハ一ニ巡查其人ノ注意及勉否ニ關スル所ナレハ宜シク嚴密ニ之レヲ監査スヘシ(四) 執行務ノ成績ハ巡查ノ執行上ニ對シ人民之ヲ遵奉シテ生スル所ノモノナレハ諸般ノ事件ニ付其良否ヲ知ルハ焉ヨリ善ナルハナシ而シテ此ノ成績ハ實ニ警察ノ體面ニ重大ナル關係ヲ保ツモノナレハ縱令過去ノ事ニ屬スルトモ其監督ヲ忽ニスヘケンヤ若シ違法又ハ不適當ナル成績ヲ顯ハスモノアルトキハ巡查

ヲ戒飾スルカ又ハ直ニ人民ニ令違シテ之ヲ改メシムルヲ要ス(五) 受持日誌記載方ハ巡查既往ノ行為上ニ付之レヲ監督スルノミナラス其服務ノ冷熱、事件ノ多少、及事件ノ性質狀態等ヲ察スルニハ最能ク日記ニ記載シアル事實ヲ檢誦スルニ在リ故ニ日誌ニシテ若シ杜選粗漏ノ記載アラシカ更ニ寸効ナキノミナラス適々上官ヲシテ警察機關ノ運轉ヲ過マリ進行ノ方針ヲ失ハシムルノ危險アリ故ニ監督ノ際之レヲ警戒訓示シテ巡查ノ心得違ナカラント期スヘシ(六) 注意ノ原簿、注意ハ則警察上自然ニ生スル所ノ必要事ニノ百般ノ事項注意ヨリ舉ラサルモノ幾ント罕ナリ巡查ノ注意厚ケレハ警務ノ實効着々其歩ヲ進メ其注意薄ケレハ警察頓ニ睡眠シテ其機能ヲ失ヒ竟ニ無警察ノ域ニ陥ラントス(七) 勤怠及品行ノ正否ニ至テハ喋々列叙スルヲ要セス諸君ノ既ニ了得セラル、所ナリ(八) 人民ニ對スル所爲トハ執行務ヲ除キタル他ノ所爲ニ付テ云フ所ニシテ此目中ニハ人民ノ待遇、禮式、應接、言語、命令等ヲモ含蓄セルナリ巡查ハ其言語ヲ温和ニシ其禮式ヲ恪守シ其態度ヲ寬容ニシ其待遇ヲ厚フスヘシ(尤モ威嚴ヲ隕サ、ルコトニ注意スヘシ) 嚴格以テ人民ニ臨ムヘカラス漫ニ干渉シ

若クハ命令スヘカラス人民ヲ愚蒙ニシ若クハ押昵スヘカラス巡查ハ宜シク信以テ之ヲ親シミ義以テ之ヲ懷ク徳以テ之ヲ服シ道以テ之ヲ誘フコトヲ忘ルヘカラス是レ監督員ノ注目スヘキ所トス

以上數項ノ外猶注意スヘキ事アリ巡查瀆職ノ所爲是レナリ近時警察ノ周到シタルカ爲メ惡漢悍徒手足ヲ置クノ餘地ナク動スレハ巡查ニ利チ陷ハシテ罪惡發覺ノ豫防ヲ爲サントスルノ狀ヲ呈シ或ハ又註在巡查ノ孤獨ナルニ乘シ之ヲ蔑如シテ有レトモ無キカ如キ舉動ヲ爲スノ兇党アリ勇敢ナル巡查ノ之ヲ捕縛セントスルアレハ却テ衆兇ノ爲メニ瀕死ノ苦楚ヲ嘗メ若クハ甚シキ恐喝ニ遭ヒ而後彼等利チ陷ハシテ巡查ヲ誘ヒ其捕ヲ逃レント謀ルモノアリト聞ケリ巡查ノ廉潔ナル未タ幸ニ此ニ陷ルモノアラスト雖利ニ迷フハ人情ノ恒ナレハ監督ノ任ニ在ル者平素傾意アランコトヲ要ス

監督ノ方法タル千差万別ニシテ未タ前數項ヲ以テ足レリトモ然レトモ監督ノ主要ハ畧之ヲ説ケリ因テ是レヨリ巡閱官ノ査閱スヘキ方法順序ヲ述フヘキナレトモ开ハ監督ノ事項ヲ列叙シタル上ニ於テ既ニ其ノ意ヲ會得セラレタラント信スルカ故ニ最早ヤ詳説ルトキハ頗ル有益ナル結果ヲ得ヘシ今コトニ最近刊行ノ第八統計年鑑ニ依リ本邦事實ノ一斑ヲ示シ讀者ノ參考ニ供ス然レトモ同書ニハ在監者ノ年齢別等關係數ノ調査ヲ欠クヲ以テ唯其單立數ト死亡數トヲ掲クルノミナリ

年鑑ノ報スルトコロニ依レハ明治十七年以降四年間ノ在監人員ヲ擧レハ左ノ如シ

二十年	六〇、七五六人	三、二、九四人	六四、〇五〇人
十九年	六八、五二一人	三、五、六九人	七二、〇九〇人
十八年	七四、七七〇人	三、九、一七人	七八、六八七人
十七年	六八、五二四人	三、四、九五八	七二、〇一九

此計數ヲ同時ノ人口ニ比例シテ割合ヲ算出スレハ千人ニツキ次ノ如シ

二十年	三、八一三	零人	一、六一
十九年	三、八五七	零人	一、八一
十八年	三、八八七	零人	二、〇〇
十七年	三、八五七	零人	一、八一

以上二表ニ依ルトキハ十八年ニ於テ最多數ヲ見ハセリ是同年ニ於テ賭博犯其他犯罪者(殊ニ稅則ヲ犯セ

ヲ要セス短簡ニ之ヲ述フヘシ
巡閱官ハ署長其他監督員ノ申告スル所ヲ聞キ其適意ナルモノハ善トシ不適意ノモノハ不善トシテ監督ノ良否ヲ定ムヘキニアラス必スヤ前數項ニ述ヘタル如ク能ク監督ノ任ヲ竭クシ居ルヤ否、規定ノ監督法ハ實際ニ適スルヤ否ヲ檢按シ及署長ノ管内巡回、監督員ノ巡回度數、監督員ノ復命書ヲ監査シ又巡查ニ就テ間接ニ監督員ノ行爲ヲ質ス等ノ事ナカルヘカラス若シ夫レ外面ノ美體ニ眩惑シテ實相ノ醜汚ナルヲ看破スルコトナクハ巡閱ノ効果將タ何クニアランヤ要之巡閱官ハ監督員ノ監督者タリ故ニ巡閱官ニノ監督ヲ忽ニセハ監督員ハ從テ監督ノ責任ヲ空フセン監督ノ闕如ハ竟ニ巡查ノ怠惰ナリ瀆職トナラン

統計

○監獄統計一斑

「スタチスチック」社 今 井 武 夫

監獄ノ統計ハ統計學上道義局中ニ要部ヲ占ムル事項ニシテ在監者ノ年齢、綠事、職業、生地、宗旨、等ノ諸關係及ヒ其死亡計數ニツキ其消長進退ヲ研究スル者)ノ多カリシニ由ルナラン年鑑ハ十九年以降賭博犯ノ減少シタルト假免懲罰者并ニ假出獄ノ増加セシヨリ計數ヲ減セリト記セリ此問題ハ犯罪統計論ニ涉ルヲ以テ他日該論ヲ掲載スル時ニ於テ詳述スルトアルヘシ

次ニ四年間死亡數ヲ擧レハ左ノ如シ

二十年	男四、六六二人	二、九五人	已決囚	未決者	懲治者
	女 一一八人	一八人			
十九年	計四、七八〇人	三、三三人			
十八年	七、五四五人	五、二二人			
十七年	五、〇九四人	四、二四人			
十七年	二、八五五人	四、四四人			

此計數ヲ同時ノ在監人員ニ比例シテ割合ヲ算出スレハ千人ニツキ次ノ如シ

二十年	男八、七八八	四八、八〇	已決囚	未決者	懲治者
	女四、四八九	四四、八二			
十九年	計八、五八八	四七、八八			
十八年	一、二二、八四	六〇、八九			
十八年	八〇、八四	三四、八五			

十七年 五一、八四 三一、八二 三二、八二
 以上ノ二表ニ依ルトキハ次ノ注意スヘキモノアリ
 十九年ニ死亡多キハ虎列刺病流行ノ爲ナリ

- (一) 三者相遺セル
- (二) 女子ノ死亡男子ヨリ少ナキ

(一) 已決、未決、懲治ノ三者ヲ比較スルトキハ未決ノ死亡少數ニシテ懲治者位ニ居リ已決者多數ヲ占ムルヲ見ル蓋シ未決者ト懲治者ノ死亡已決囚ヨリ少ナキハ前者ニアリテハ在監ノ期短縮ナルト後者ニアリテハ幾分自由ヲ得ルトニ由ルナラン因ニ言フ年鑑ノ調査ニ十八年以來別房留置者ノ死亡チ欠クテ以テ對照スルヲ得サレトモ十七年以前ニ於テハ別房留置者ノ死亡最モ多數ナルヲ(千人ニツキ男女共ニ百八十人以上)認メタリ

(二) 女子ノ死亡男子ヨリ少ナキハ平生々活男子ト異ナリ自由ニ慣レサルト憂悶ノ度低キトニ由リ苦痛ヲ感スルコト少ナキヲ以テナフン

今又此死亡チ常人ト比スル、キハ著シキ差異ヲ呈セリ常人ノ死亡ハ大凡千人ニツキ二十人ノ割合ニシテ已決囚ハ四倍未決者ト懲治者トハ二倍ニ當リナホ精密ニ調査スルトキハ在監者ノ既シテ屈強ノ壯年ニシテ附加スル等一ニ予ガ意ニ因ルベシ、故チ以テ簡簡其當チ失ヒ論說學理ニ適ハザル如キアラバ予不肖敢テ其責ニ任スルコトアラン、若シ夫レ本編論說ノ意義原著ト相伴ハハザルヲ以テ予チ責ルアルモ予ガ知ル所ニアラザルナリ

講者 述

端緒

獨逸 デーリング氏著
 今泉嘉一郎講義

第一章 火ノ歴史

第一節 火ノ發見ニ就テノ口碑、

火ハ誰モ知ル如ク熱、光、及生活ノ本源ニシテ百般ノ製造事業就中金屬製造事業ノ基トナルモノナリ去レバ火ハ人間ガ宇宙間ニ於テ探リ得タル發見物ノ内最モ貴重ナル發見物ト云モ至當ノ事タルベシ抑モ火ノ初メテ人間ニ發見セラレ其用ヲ爲スニ至ルヤ幾多ノ便利幾多ノ愉樂ヲ人類ニ起シ來リシヤ知ルベカラズト雖モ火ノ發見ノ實ニ貴重ナリシト云フ所以ハ開化ノ大進歩ヲ惹起セシコナリ請フ見ヨ、火ノ末ダ發見セラレザリシ時ニ於テハ人間ハ如何ナル有様ナリシカチ見ヨ、蓋シ野獸ノ生活ト大差ナカリシナラン、火

テ最モ生活力ニ富タル輩ナルヲ以テ二十歳乃至五十歳ノ人ト假定スルトキハ其年齡ノ常人ノ死亡チ大凡千人ニツキ十八トスルトキハ殆ント已決囚ハ八倍餘未決囚五倍乃至三倍懲治者ハ四倍乃至二倍ニ當ル

附錄

○消防原論

明治廿二年五月予消防研究會ノ囑托ニ應シ原著獨逸國「デーリング」氏ノ消防論說ニ依リテ消防ノ講義ヲ始ム思フニ消防ノ事タル深ク之ヲ論究スル時ハ亦是一箇ノ學術ナリ淺學未熟予ノ如キ安ソ能ク其蘊奧ヲ論議スルヲ得ン哉況ンヤ脩學ノ寸暇ヲ以テ之ニ當ルニ於テチヤ然而予チ敢テ其淺學未熟チ省ミルニ違アラザラシメタル所以ノモノハ全ク國家今日ノ必要ト會員諸氏ノ奮勵トニ因ラズンハアラザルナリ

「デーリング」氏原著ノ論說スル處、彼ニ要アリテ我ニ益ナキアリ、事微細ニ過ギ今日爰處ニ論議スルチ欲セザルモノアリ、又或ハ今日ノ學理ト相適セザルコトアリ、此ノ如キハ或ハ斷然之ヲ削リ或ハ大ニ説明ノ已コ發見セラレ、ヤ人間火食ノ道ヲ知リ又ハ身體ヲ暖タムルヲ見ルニ至リタレバ、火氣ノ在ル處夫婦相集マリ親子相遶リテ一族團樂ノ樂トナリ茲ニ始メテ家族ナルモノガ出來タリ。家族相集マリテ組合ナルモノチ生シ。遂ニ一村落ヲ作ルニ至ル又火ニ依リテ器具ヲ製造スルヲ知リ百般ノ技藝其端緒ヲ開クニ至リタリ然ノミナラス時々刻々火ニ因テ起ル所ノ千種万別ノ現象ハ此等未開ノ人類ニハ一モ珍奇ナラザルコトナカリシ茲ニ至リテ人間開化ノ進歩之ヲ沮マン

ト欲スルモ能ハザルナリ

火ハ此ノ如ク人類社會ニ必要ノモノナリ火無キ時ハ技藝ハ勿論生活スルコトサヘモ能ハザルモノナリ此ノ如ク貴重ナル火ハ何時ノ頃如何ナル場合ニテ發見セラレタルヤト云フニ各國各人種ニ就テ種々雜多ノ口碑アリ印度人ヤ希臘人ハ火ハ初メ人間ガ天ヨリモギトリタルモノナリト云ヘリ支那人ノ口碑ニ因レバ鯨人氏鳥ガ嘴ヲ以テ木ヲ叩キタル時ニ火チ發シタルヲ見テ直チニ其枝ヲトリ之ヲ互ニ摩擦シテ火チ出シタリト云フナリ此法ハ今尙ホ火チ得ルノ最モ簡便ノ法トナス所ナリ

第二節 宗教上ノ火

波斯人ハ火ヲ以テ聖靈ノ外ニ見ラハシタルモノ即永遠ヨリ永遠ニ其働ヲ逞フスル弘大無限ノ力ヲ有セル神体ノ影ナリトシテ之ニ事エ又法律ヲ以テ嚴肅ニ火ニ事ユルヲ命ジタリキ

「モセス」教ニ於テモ亦火ヲ以テ神聖ナル者トスルノ形跡アリ即チ「エホバ」火焰ノ立テル火ノ内ヨリ「モセス」ニ其体ヲ見ワシ賜ヒ又「シナイ」山ニ於テ「イストラトル」ノ人民ニ火ト電光ノ間ニ於テ見エタルコトヲ云ヘリ又其經文中特ニ供物ノ事ニ關シテ下ノ事ヲ載タリ「火ハ神前ノ机ノ上ニ燃ユテ止マザルベシ決シテ消スコトナカレ、僧侶ハ每朝之ニ薪ヲ加ヘ永遠無究ニ燃ユシムベシ決シテ消スコトナカレ」

某氏ノ説ニ固レバ埃及人ハ火ヲ以テ萬物ノ發生及其發育上最モ與カリテ力アル一大神ナリト信シタリ而シテ火ノ發見者ナル「ヘフエー」ストス「ハ其功ヲ以テ埃及第一世ノ國王トナリタリト云フ

印度人モ亦火ヲ以テ殘忍、慈愛ノ兩性ヲ具エタル神ナリトシテ之ヲ尊敬シ其ノ祭リノ際ハ人ヲ以テ犠牲ニ供シタルコトサヘアリタリキ

希臘人及羅馬人モ火ニ神事ヲスルノコトアリタリ日曼耳モ亦曾テ火ノ尊稱者アリシ「セザレ」ノ

他ノ錐ノ如ク尖リタル木片ヲ取り尖頭ヲ其面ニ當テ錐ヲモム如クニシテ火ヲ發セシムルナリ右昔ノ「メキシコ」ハ此法ヲ用ヒタリ印度及ヒ「セイロン」

編ニハ今尙ホ此ノ法ヲ用ユル人種アリ、此器、支那、南方亞非利加、南北亞米利加、「チー」スタラリヤ

「カムチヤツカ」等ノ諸國ニ於テ發見セラレタル「アリ」ヨリ考レバ此等ノ諸國人ハ曾テ之ヲ用タル「アリ」シナラン

此火錐ヲ手ヲ以テモミ込ム代リニ糸ヲ卷キ付ケ其系ノ兩端ヲ交々引クコトトナリタルハ亦一進歩ナリ此方法ハ「ハバラモン」教徒ガ今日尙ホ神聖ナル火ヲ得ンガ爲ニ用ユル方法ナリ凡テ宗教上ノ儀式デハ火ヲ得ルニ今日ノ容易ナル發火法ヲ用ヒズシテ却テ古代ノ方法ニ因ル「ハ」各國其習慣チ同フスルモノナリ

是祖先ヲ忘レヌ爲メト云忠實ナル心ト、古代ノ發火法ハ清淨ナル火ヲ得ルモノナリト信スルヨリシテ爰ニ至レルナリ

「エスキモー」及ヒ「アリュウチアン」ノ住民ハ此ニ似タル物ヲ用ユ即チ此火錐ノ上端ハ齒ノ間ニ陷ニ置キタル木片ニ當テ下端ハ木ノ確トシタル臺ノ上ニ當テ其火錐ニ卷付ケタル糸ハ二度之ヲ纏ヒテ兩端ハ左右

言ニ日曼耳人ハ日月及火ヲ以テ神トナスト云ヘル「アリ」シヲ以テ證スベシ

其他「カトリック」教ニ於テハ清淨ナル火ヲ供サグルノ儀式アリ我國諸宗教ニ於テモ亦此事アルガ如シ此ノ如ク火ヲ以テ神ナリトシ又ハ聖神ナル供物ト思爲スル等尊敬ノ性質ニ於テ多少ノ差ハアレモ宗教上ノ考ヲ以テ火ヲ視ル「ハ」今古東西殆ド同一轍ニ出ヅルモノ、如シ

第三節 發火法ノ沿革

「チーロル」氏ノ著「シタル」古代人類歷史上ノ詮探「ト云ヘル書ニ人間ガ火ヲ取リタル種々ノ方法ヲ載セタリ

最初人間ガ火ヲ取リタル常法ハ乾キタル枯枝ヲ互ニ摩擦スルコトナリキ然ル後チ人間腦力ノ進歩ニツレ漸々其法ヲ改メ來リ唯ダ枯枝ヲ摩擦スル代リニ「棒ト溝」ト云フ法トナレリ此法ハ確カト地ニツキコン

タル木片ノ面ニ溝ヲ穿チ他ノ木片ヲ以テ其溝ヲ何度モ繰リ返シツ、押シナガラ往來セシムルニアリ「ニユー」セーランド「サンドウ」ツチ等ノ住民ノ用ユル法ナリ其少シク進歩シ來リタル方法ハ「火錐」ト云

フモノヲ用ユルナリ是ハ乾キタル木片ヲ地上ニ置キノ手ヲ以テ引ク様ニナシ居ルナリ今此火錐ノ力ヲ極メテ抑ヘ兩手ヲ以テ交互ニ糸ヲ引キ火錐ノ下底ニ於テ火ヲ採ミ出ス法ナリ此等ノ野蕃人ハ今日尙ホ此法ヲ以テ發火ノ常法トス

此法ノ少シク進歩シタルハ「弓錐」ト云テ弓形ノ錐ヲ用ヒ又「穴錐」ト云フテ金屬又ハ石等ヨリ作り木ニ穴ヲ開クト同時ニ火ヲ出ダサシムル兩便器具ガ出來タリ

此他燧石ヲ互ニ打チ合セ又ハ鉄片ト燧石ト打チ合ヒ竹片ヲ互ニ摩擦スル（此法ハ支那人中ニ用ユルモノアリ）事又ハ象牙木ノ筒ノ中ニ空氣ヲ烈シク壓迫シテ火ヲ發スルノ法アリ

是等ノ方法ヲ以テ發シタル火ハ火口、乾燥セル杉ノ皮ヤ木ノ葉植物性含炭素纖維等ヲ用ヒテ之ヲ取ルナリ

上記燧石ノ打チ合ヒ又ハ燧石ト鐵片其ノ他鐵片ヲ用ヒテ黃硫鐵礦ヲ打ツ等ノ發火法ハ漸々進歩シテ歐洲ニ於テハ「耶蘇」紀元千八百二十九年「ルシ」フアーマツ

「ト」云フモノガ發明セラレタリ此ノ時代ニハ人未ダ赤燐ナルモノヲ知ラズ普通燐素ノ用法サヘモ未ダ世間ニ知ラレザリシ故ニ此「ルシ」フアーマツ「ナ

ル物ハ少シモ燐ヲ用ヒズ其製法ヲ記スレバ先ツ乾キタル木ノ一片ヲトリ之ニ硫黄ノ溶解液ヲ吸取セシメ其一端ニ砂糖ト鹽酸「ボツタシユム」ノ加合物ヲ固メ附ケ置キ火ヲ得ント欲スル時ハ此ノ木片ノ一端ヲ別ニ瓶ニ入レ置ケル硫酸ノ中ニ挿シ込ム時ハ直チニ發火シ用ヲ爲スコト當今ノマツチニ異ナラス當時此硫酸ハ之ヲ石綿製ノ瓶中ニ備エ置クヲ通常トセリ紀元千八百三十二年ニ至リ摩擦マツチナル物發明セラレタリ是レハ矢張硫黄ニ浸シタル木片ノ一端ニ硫化「アンチモニー」二分鹽酸「ボツタシユム」一分ノ加合物ヲ亞刺比亞樹模ヲ以テ煉リ附ケ之レヲ乾カシ砂紙ノ上ヲ摩擦シテ火ヲ發スルナリ

此法ハ少シク進歩シテ硫化「アンチモニー」ヲ用ユル代リニ黃磷ヲ用ユルコトナリタリ

去レテ此レハ余リ便利ニ過ギテ誤リテ少シク摩擦スルコトアルモ火ヲ發スルノ危險アリ後赤燐ノ發見セラル、ニ至ルヤ之レヲ用ヒテ黃磷ニ代エタリ赤燐ハ黃磷ニ比シ遙ニ靜鈍ノ性ヲ有スルガ故ニ黃磷ノ如キ危險ナシト雖モ硫化「アンチモニー」ノ時ト異ナリテ如何ナル場處デモ少シ粗糲ナル表面ニ於テ摩擦スル時ハ火ヲ發スルガ故ニ亦安全ノ物ト云フヲ得ザリ

第四節 有史前人類ノ火

某氏ハ曾テ某ノ處ニ於テ人造ノ土器ヲ發見シタルコトアリ其土器中ニハ「マストドン」又ハ「キノセリコム」(兩者何レモ第三世紀ノ動物ナリ)ノ骨及炭素ガ混合シテ在リタリ又同氏ハ某ノ地ニ於テ火ノ作用ヲ受ケタル明カナル痕跡ヲ有セル燧石ヲ發見セリ此等ノ事ヨリ考ヘテ同氏ハ遂ニ説ヲ立テ、曰ク人類ハ既ニ第三世紀「ミチケン」時代ヨリ火ヲ用ユルコト知レリ即彼等ハ當時ニ接息セル獸類ノ肉ヲ取り薪炭ヲ用ヒテ之ヲ燒キ食スルコト知レリ云々ト然レニ此説タル餘リ確實ノモノト云可ラズ第一段ハ兎モ角第二段火ノ痕跡ヲ有セル燧石云云ト云フト雖モ其痕跡タルヤ或ハ雷火ノ作用ナルヤ知ルベカラズ若シモ然ラズノ人類ガ火ヲ熾キタルニ基クモノナリトセバ其所ニ灰、炭若クハ竈ノ痕跡モ亦ナカルベカラザルナリ而此等ノモノ何ノ處ニ於テ之ヲ發見センヤ左レハ第三世紀「ミチケン」時代ニ於テ人類カ既ニ火ヲ知レリト云フガ如キハ疑ハシキヲ免レズト雖モ第四世紀ニ至リテハ火ハ早クヨリ既ニ知ラレタルコト明カナリ即チ竈、灰、炭及ヒ全部又ハ一小部分炭化セラレタル骨、煙ニ薰ブリタル器具等穴中ヨリ發

キ後遂ニ「安全マツチ」ナルモノヲ作り出セリ夫ハ赤燐ヲ摩擦面ノ方ニ塗リ置ケルヲ以テ此附木ハ此面ニテ摩擦スルニ非サルヨリハ決シテ火ヲ發セザル如クナリタリ是レ即チ今日ノ「マツチ」ナリ

安全「マツチ」ノ製法
 熔融シタル「パラフィン」油ヲ以テ木片ヲ被ヒ之ヲ鹽酸「ボツタシユム」硫化「アンチモニー」、玻璃粉未及「ゴム」水ヲ混シタルモノ、中ニ浸スベシ斯クシテ製シタルモノヲ發火セシメント欲セバ赤燐ト其重量二分ノ一ノ玻璃粉末トノ混合物ヲ塗リタル表面ニテ之ヲ摩擦スベシ

其調合ノ割合ハ

- 木片ニ塗ル分
- (K₂CO₃) 鹽酸「ボツタシ」三十二分
- (PbCO₃) クロロム酸鉛 十二分
- (Pb₂O₃) 酸化鉛 三十二分
- (Sb₂O₃) 酸化「アンチモニー」二十四分
- 表面ニ塗ル分
- (Sb₂O₃) 赤燐
- 硝子粉

見セラレタルコト幾回ナルヲ知ラザル程ナリ而シテ此ノ穴ハ「皆態」レ「ンチール」石器等ノ時代第四世紀ニ屬スル地層中ニ在ルヲ以テ考レバ此ノ穴中ニ住マシ人類ハ既ニ火ヲ用ヒテ其ノ食物ヲ煮以テ其消化ヲ容易ナラシムルコトヲ知リタルモノナリ此穴居人類ハ其食物ヲ煮其室ヲ温ムル爲メニ火ヲ用ヒタルノミナラズ又之ヲ用ヒテ夜間ニ明ヲ取ルコトヲ知リタリ是某地ニ於テ樹脂ニ富メル木片ノ半ヲ炭化セラレタルモノガ發見セラレタルヲ以テ證スベシ「エスキモ」人ハ今日デモ雪中ニ埋モレタル其住居小屋ニ光明ヲ取ルニ魚油又ハ海豹ノ膏ヲ用ユルガ如ク古代ニ於テモ大魚ノ油ヲ用ヒテ光ヲトルコトヲ知タル人類アリタリ

抑第四世紀ニハ石器ノ時代ト云ヒ到ル處石器製造ノ盛ナル時代ナリ石器ヲ製造センガ爲メニ石片ヲ破碎スル製造場ニ於テ又ハ石器ヲ振り回シテ他ト戰チナス時等ニ於テ烈シキ石片ノ打チ合ヨリ火花ヲ發スルコト常ナルベシ而シテ此ノ火花ガ容易ニ燃燒スベキ物質例ハ乾燥セル木葉ノ如キモノ、上ニ落ツル時ハ之ヲ燃スコトアルベシ是レ等ノ場合ニ就テ考レバ第四世紀ノ人類ハ火ヲ知ラズト云フコト却テ信ス

ヘカラサルコナリ
前記ノ場合コソ實ニ人類ガ火ヲ發見セル初メナルベシ世人或ハ曰ク火ノ發見ハ山林中ニ起リタル自然發ノ火ニ基クモノナリ森林ニ於テ乾燥シタル木ノ枝ガ風ノ爲メニ動搖セラレテ烈シク摩擦シ合フ時ニ發シタル火ニ基クモノナリト云フモノアレバ前説コソ却テ簡單ニシテ實際ニ近キ説明ノ如ク思ワル兔モ角モ火ハ人間生活上極メテ必要ナルモノニシテ火無キ時ハ如何ニシテ能ク其生ヲ維持スルヤヲモ考フヘカラザル程ノコナレバ極メテ早キ時ニ於テ既ニ人類ノ知ル所トナリタルモノナルベシ

第二章 火トハ何ゾヤ

吾人ハ前章ニ於テ火ノ歴史ノ大略ヲ述タリ今ヤ進ンテ火トハ何物ヅヤト云ヘル問題ニ答ヘントス先ヅ古來諸大家ノ説ヲ述ベ最後ニ今日ノ理學ニ基キ最モ正確ナル答案ヲ作ラント欲ス
往時ハ勿論近代ニ於テモ哲學各派ノ元基ト仰ガレタル「アリストトトル」ノ哲學ニ於テハ火、水、地、空氣ヲ以テ宇宙ノ四元素ナリトシタリ而シテ物ノ燃ユルト云フコトヲ説明シテ曰ク物ノ燃ユルト云フハ他ニアラズ元素ニ乾燥及熱ト云ニタツノ有様アリ是

ノ二ツノ有様ガ相合シテ物ガ燃ルト云有様トナルモノナリト然ルニ十七世紀ニ至リ化學者スタールト云ヘル人ハ此説ヲ破リテ殆ド近世マデ信シテ來ラレタル説明ヲ與ヘタリ其論ノ概畧ニ曰ク宇宙萬物皆ナリト云フモノナリト云ヘル面白キ元素ヲ含ミ居ルモノナリ宇宙ニ見ワル、種々ノ作用ハ皆此元素ニ基クモノナリ物体ガ燃ユルト云フコトハ此ノ「ヒロギストン」ト云フモノカ光ト熱トニ分解スルト云フ作用ナリ故ニ此ノ元素ヲハ燃素トハ名ツケタリ金屬ノ光輝ヲ有シ重量ヲ有シ又灰色ヲ有スル如キハ此ノ「ヒロギストン」ヲ含有スルガ爲ナリ今金屬ヲ熱スルト烈シキ時ハ其冷却セル後チ光輝ヲ失ヒ色ヲ變シ其緻密ノ度モ大ニ變化スルヲ見ルベシ是レ「ヒロギストン」ガ多少逃ケ去リタルニ因ルナリ而シテ熱ヲ受ケタル後ノ金屬ト初メヨリ重量却テ多キ所以ハ如何ト云フニ是レ「ヒロギストン」ハ他ノ物質ト異ニシテ重力ノ元ハ太陽ニアリテ地球ノ中心ニアラズ故ニ常ニ上方エ浮キ上ラントスル力アリ之ヲ以テ之ヲ含メル物体ハ元ヲ失ヒタル時ヨリ却テ輕キ譯ナリ次ニ物体ガ空氣ノ無キ所デハ燃ユルト無シト云フコトヲ説

(以下刪出)